

東京都障害者グループホーム都加算見直しに関する説明会

# 障害者グループホーム 国報酬・都加算見直しの概要について (改訂版)

平成30年8月

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当

## ～ 目 次 ～

### I 国報酬関係について

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 国費の基本構造等                   | P 2             |
| 国費各種加算について【概要】             | P 10            |
| 国費各種加算について【個別】             | P 16            |
| ・夜間支援等体制加算                 | ・福祉専門職員配置等加算    |
| ・（長期）帰宅時支援加算、（長期）入院時支援特別加算 |                 |
| ・医療連携体制加算、看護職員配置加算         |                 |
| ・重度障害者支援加算                 | ・地域生活移行個別支援特別加算 |
| ・福祉・介護職員処遇改善（特別）加算         |                 |
| 国費各種減算について【概要】             | P 27            |

### II 都加算について

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 都加算について＜現行（見直し前）＞     | P 31 |
| 障害者グループホーム・都加算 見直しの概要 | P 34 |
| 都加算制度 算定方法の見直し        | P 35 |
| 現行及び見直し後の単価表（抜粋）      | P 36 |
| 精神科医療連携体制加算について       | P 38 |
| 補助要件について              | P 40 |
| いただいたご質問について          | P 44 |

### III その他の事項について

|                      |      |
|----------------------|------|
| グループホーム関連の補助事業について   | P 48 |
| 人材確保・育成支援関連の補助事業について | P 54 |
| 施設からの地域移行関連の補助事業について | P 58 |
| 施設整備、借地関連の補助事業について   | P 60 |
| 問合せ先一覧               | P 67 |
| 執務室移転について            | P 68 |

#### ●お問合せ先●

##### 【障害者グループホーム】

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

TEL 03-5320-4151

FAX 03-5388-1408

○個別相談も行っております。電話・来庁どちらでも可。  
来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

#### ○受付時間

月曜から金曜（祝日を除く）

9：00～12：00 13：00～17：00

○区市町村に相談される場合は、各区市町村役所の障害福祉  
主管課にお問合せください。

# I 国報酬関係について

## 国費の基本構造

- 全国一律に報酬の「単位」が定められており、区市町村ごとに定められた「単位数単価」をかけて「報酬額(円)」が決まります。
- 報酬請求は、月ごとに、日々の単位を合計した「総単位数」に「単位数単価」をかけて報酬額を算定し、国保連を通じて利用者の支給決定をしている区市町村に行います。

|        |   |         |   |     |
|--------|---|---------|---|-----|
| 単位     | × | 単位数単価   | = | 報酬額 |
| (全国一律) |   | (区市町村別) |   | (円) |

※共同生活援助事業の単位数単価は**事業所所在地**で決まります。  
→例えば、事業所所在地が武蔵野市の場合、ユニットが杉並区内に所在していても、武蔵野市の単位数単価（11.20）を使います。

- 報酬は大きく分けて「基本報酬」と「加算」、「減算」に分けられます。
- 「基本報酬」「加算」は基本的に日ごとに単位が決まっていますが、「加算」には月に1回算定できるものなどもあります。
- 「基本報酬」は、原則としてグループホーム内で支援した日のみ算定できます。  
なお、**入退院日や帰宅日など、朝や夕方にならなくなる場合も、その日にグループホーム内で支援を行っていれば算定できます。**
- 「基本報酬」は、事業所の類型、利用者の障害支援区分、世話人配置の厚さなどで報酬単位が異なります。
- 「加算」は原則として「基本報酬」が算定されている日に算定できます。
- 【例外】入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、自立生活支援加算 等
- 「減算」がある場合は、原則として、月ごとの「基本報酬」の総単位数に、一定の減算の比率をかけて計算します。

【例】 大規模減算の場合 ※ユニットの定員が8人以上の場合、基本報酬が95%に減算される  
8,760単位(月の総単位数) × 0.95(減算比率) = 8,322単位

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加算   |                                                                                          |
| 基本報酬 | <p>←</p> <p>&lt;減算がある場合&gt;<br/>月の「基本報酬の総単位数」に減算の比率をかけて計算する。<br/>※加算の単位には減算の比率をかけない。</p> |

**都加算の見直し後は、加算が事業者の収入に直接反映される仕組みになります。**



## 地域区分について

### 【障害者の地域区分と単位数単価(1単位の単価)】

#### ＜平成30年度＞ 8区分

| 地域区分            | 1級地    | 2級地               | 3級地                                                                                                 | 4級地                               | 5級地                                  | 6級地           | 7級地    | その他                                                             |
|-----------------|--------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 地域区分コード         | 01     | 02                | 03                                                                                                  | 04                                | 05                                   | 06            | 07     | 20                                                              |
|                 | 23区    | 町田市<br>狛江市<br>多摩市 | 八王子市<br>武蔵野市<br>三鷹市<br>府中市<br>調布市<br>小金井市<br>小平市<br>日野市<br>国分寺市<br>国立市<br>福生市<br>清瀬市<br>稲城市<br>西東京市 | 立川市<br>青梅市<br>昭島市<br>東村山市<br>東大和市 | 東久留米市<br>羽村市<br>あきる野市<br>日の出町<br>檜原村 | 武蔵村山市<br>奥多摩町 | 瑞穂町    | 大島町<br>利島村<br>新島村<br>神津島村<br>三宅村<br>御蔵島村<br>八丈町<br>青ヶ島村<br>小笠原村 |
| 共同生活援助<br>単位数単価 | 11.60円 | 11.28円            | 11.20円                                                                                              | 10.96円                            | 10.80円                               | 10.48円        | 10.24円 | 10.00円                                                          |

○ユニット単位ではなく事業所の所在地の地域区分での届出・請求となります。

○誤った地域区分を記載しないようご注意ください。

○30年度報酬改定により地域区分が変更されている自治体については、二重下線を引いています。

# 共同生活援助サービス費(基本報酬)

| 基本部分                    |                 |           | 注        | 注                       |                                                                                                                        |                                                               |                                                               | 注                                                             |                       |
|-------------------------|-----------------|-----------|----------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------|
|                         |                 |           | 大規模住居等減算 | 世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 | サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合又は                                                                                               | 共同生活援助計画が作成されていない場合                                           | 身体拘束廃止未実施減算                                                   | 委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合                           |                       |
| イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)        | (4:1)           | (1) 区分6   | (661単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (2) 区分5   | (547単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (3) 区分4   | (467単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (4) 区分3   | (381単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (5) 区分2   | (292単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (6) 区分1以下 | (242単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
| ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)        | (5:1)           | (1) 区分6   | (611単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (2) 区分5   | (496単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (3) 区分4   | (417単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (4) 区分3   | (331単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (5) 区分2   | (242単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (6) 区分1以下 | (198単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
| ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)        | (6:1)           | (1) 区分6   | (578単位)  |                         | 入居定員が8人以上<br>× 95/100<br><br>入居定員が21人以上<br>× 93/100<br><br>一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上<br>× 95/100 | 減算が適用される月から2月目まで<br>× 70/100<br><br>3月以上連続して減算の場合<br>× 50/100 | 減算が適用される月から4月目まで<br>× 70/100<br><br>5月以上連続して減算の場合<br>× 50/100 | 減算が適用される月から2月目まで<br>× 70/100<br><br>3月以上連続して減算の場合<br>× 50/100 | 利用者全員について、1日につき5単位を減算 |
|                         |                 | (2) 区分5   | (463単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (3) 区分4   | (383単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (4) 区分3   | (298単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (5) 区分2   | (209単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (6) 区分1以下 | (170単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
| ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)        | (体験利用)          | (1) 区分6   | (691単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (2) 区分5   | (577単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (3) 区分4   | (497単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (4) 区分3   | (411単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (5) 区分2   | (322単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (6) 区分1以下 | (272単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
| ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) | (1) 世話人配置4:1の場合 | (一) 区分6   | (440単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (二) 区分5   | (394単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (三) 区分4   | (361単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         | (2) 世話人配置5:1の場合 | (一) 区分6   | (389単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (二) 区分5   | (343単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (三) 区分4   | (311単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         | (3) 世話人配置6:1の場合 | (一) 区分6   | (356単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (二) 区分5   | (310単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |
|                         |                 | (三) 区分4   | (278単位)  |                         |                                                                                                                        |                                                               |                                                               |                                                               |                       |

|                           |                |           |           |
|---------------------------|----------------|-----------|-----------|
| イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) |                | (1) 区分6   | (1,098単位) |
| (3:1)                     |                | (2) 区分5   | (982単位)   |
|                           |                | (3) 区分4   | (901単位)   |
|                           |                | (4) 区分3   | (717単位)   |
| ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) |                | (1) 区分6   | (1,014単位) |
| (4:1)                     |                | (2) 区分5   | (898単位)   |
|                           |                | (3) 区分4   | (816単位)   |
|                           |                | (4) 区分3   | (633単位)   |
| ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) |                | (1) 区分6   | (963単位)   |
| (5:1)                     |                | (2) 区分5   | (846単位)   |
|                           |                | (3) 区分4   | (765単位)   |
|                           |                | (4) 区分3   | (582単位)   |
| ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) |                | (1) 区分6   | (1,128単位) |
| (体験利用)                    |                | (2) 区分5   | (1,012単位) |
|                           |                | (3) 区分4   | (931単位)   |
|                           |                | (4) 区分3   | (747単位)   |
| ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合     | (1)世話人配置3:1の場合 | (一) 区分6   | (904単位)   |
|                           |                | (二) 区分5   | (788単位)   |
|                           |                | (三) 区分4   | (707単位)   |
|                           |                | (四) 区分3   | (620単位)   |
|                           |                | (五) 区分2   | (456単位)   |
|                           |                | (六) 区分1以下 | (397単位)   |
|                           | (2)世話人配置4:1の場合 | (一) 区分6   | (820単位)   |
|                           |                | (二) 区分5   | (704単位)   |
|                           |                | (三) 区分4   | (622単位)   |
|                           |                | (四) 区分3   | (536単位)   |
|                           |                | (五) 区分2   | (371単位)   |
|                           |                | (六) 区分1以下 | (321単位)   |
|                           | (3)世話人配置5:1の場合 | (一) 区分6   | (769単位)   |
|                           |                | (二) 区分5   | (652単位)   |
|                           |                | (三) 区分4   | (571単位)   |
|                           |                | (四) 区分3   | (485単位)   |
|                           |                | (五) 区分2   | (321単位)   |
|                           |                | (六) 区分1以下 | (277単位)   |
|                           | (4)体験利用の場合     | (一) 区分6   | (934単位)   |
|                           |                | (二) 区分5   | (818単位)   |
|                           |                | (三) 区分4   | (737単位)   |
|                           |                | (四) 区分3   | (650単位)   |
|                           |                | (五) 区分2   | (486単位)   |
|                           |                | (六) 区分1以下 | (427単位)   |

入居定員が21人以上  
× 93/100  
  
一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上  
× 95/100

減算が適用される月から2月目まで  
× 70/100  
  
3月以上連続して減算の場合  
× 50/100

減算が適用される月から4月目まで  
× 70/100  
  
5月以上連続して減算の場合  
× 50/100

減算が適用される月から2月目まで  
× 70/100  
  
3月以上連続して減算の場合  
× 50/100

利用者全員について、1日につき5単位を減算

日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合

|                         |                    |                |         |          |
|-------------------------|--------------------|----------------|---------|----------|
| ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) | 日中を当該共同生活住居で過ごす者   | (1)世話人配置3:1の場合 | (一) 区分6 | ( 693単位) |
|                         |                    |                | (二) 区分5 | ( 646単位) |
|                         |                    |                | (三) 区分4 | ( 613単位) |
|                         |                    | (2)世話人配置4:1の場合 | (一) 区分6 | ( 608単位) |
|                         |                    |                | (二) 区分5 | ( 562単位) |
|                         |                    |                | (三) 区分4 | ( 529単位) |
|                         | 日中を当該共同生活住居以外で過ごす者 | (3)世話人配置5:1の場合 | (一) 区分6 | ( 557単位) |
|                         |                    |                | (二) 区分5 | ( 511単位) |
|                         |                    |                | (三) 区分4 | ( 478単位) |
|                         |                    | (1)世話人配置3:1の場合 | (一) 区分6 | ( 601単位) |
|                         |                    |                | (二) 区分5 | ( 554単位) |
|                         |                    |                | (三) 区分4 | ( 521単位) |
|                         |                    | (2)世話人配置4:1の場合 | (一) 区分6 | ( 516単位) |
|                         |                    |                | (二) 区分5 | ( 470単位) |
|                         |                    |                | (三) 区分4 | ( 437単位) |
|                         |                    | (3)世話人配置5:1の場合 | (一) 区分6 | ( 465単位) |
|                         |                    |                | (二) 区分5 | ( 419単位) |
|                         |                    |                | (三) 区分4 | ( 386単位) |

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ) | ( 242単位) |
| ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) | ( 198単位) |
| ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) | ( 170単位) |
| ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) | ( 113単位) |
| ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) | ( 272単位) |
| 体験利用)                     |          |

|                               |
|-------------------------------|
| 入居定員が8人以上<br>$\times 90/100$  |
| 入居定員が21人以上<br>$\times 87/100$ |

世話人の員数が基準に満たない場合

|                                     |
|-------------------------------------|
| 減算が適用される月から2月目まで<br>$\times 70/100$ |
| 3月以上連続して減算の場合<br>$\times 50/100$    |

|                                     |
|-------------------------------------|
| 減算が適用される月から4月目まで<br>$\times 70/100$ |
| 5月以上連続して減算の場合<br>$\times 50/100$    |

外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合

|                                     |
|-------------------------------------|
| 減算が適用される月から2月目まで<br>$\times 70/100$ |
| 3月以上連続して減算の場合<br>$\times 50/100$    |

|                       |
|-----------------------|
| 利用者全員について、1日につき5単位を減算 |
|-----------------------|

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| ・受託居宅介護サービス費                                                           |
| イ 所要時間15分未満の場合<br>95単位                                                 |
| ロ 所要時間15分以上30分未満の場合<br>181単位                                           |
| ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合<br>260単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに86単位を加算した単位数 |
| ニ 所要時間1時間30分以上の場合<br>557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数   |

|             |                  |                 |
|-------------|------------------|-----------------|
| 福祉専門職員配置等加算 | イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) | ( 1日につき10単位を加算) |
|             | ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) | ( 1日につき7単位を加算)  |
|             | ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) | ( 1日につき4単位を加算)  |

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | ( 1日につき41単位を加算) |
|------------------|-----------------|

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 看護職員配置加算 | ( 1日につき70単位を加算) |
|----------|-----------------|

|           |                |                         |                 |
|-----------|----------------|-------------------------|-----------------|
| 夜間支援等体制加算 | イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) | (1)夜間支援対象利用者2人以下        | (1日につき672単位を加算) |
|           |                | (2)夜間支援対象利用者3人          | (1日につき448単位を加算) |
|           |                | (3)夜間支援対象利用者4人          | (1日につき336単位を加算) |
|           |                | (4)夜間支援対象利用者5人          | (1日につき269単位を加算) |
|           |                | (5)夜間支援対象利用者6人          | (1日につき224単位を加算) |
|           |                | (6)夜間支援対象利用者7人          | (1日につき192単位を加算) |
|           |                | (7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下   | (1日につき149単位を加算) |
|           |                | (8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下  | (1日につき112単位を加算) |
|           |                | (9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下  | (1日につき90単位を加算)  |
|           |                | (10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下 | (1日につき75単位を加算)  |
|           |                | (11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下 | (1日につき54単位を加算)  |
|           | ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) | (1)夜間支援対象利用者4人以下        | (1日につき112単位を加算) |
|           |                | (2)夜間支援対象利用者5人          | (1日につき90単位を加算)  |
|           |                | (3)夜間支援対象利用者6人          | (1日につき75単位を加算)  |
|           |                | (4)夜間支援対象利用者7人          | (1日につき64単位を加算)  |
|           |                | (5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下   | (1日につき50単位を加算)  |
|           |                | (6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下  | (1日につき37単位を加算)  |
|           |                | (7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下  | (1日につき30単位を加算)  |
|           |                | (8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下  | (1日につき25単位を加算)  |
|           |                | (9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下  | (1日につき18単位を加算)  |
|           | ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) |                         | (1日につき10単位を加算)  |

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算 (1日につき360単位を加算)

|        |             |                  |                             |
|--------|-------------|------------------|-----------------------------|
| 日中支援加算 | イ 日中支援加算(Ⅰ) | (1)日中支援対象利用者1人   | (1日につき539単位を加算)             |
|        |             | (2)日中支援対象利用者2人以上 | (1日につき270単位を加算)             |
|        | ロ 日中支援加算(Ⅱ) | (1)日中支援対象利用者1人   | (一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算) |
|        |             |                  | (二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)   |
|        |             | (2)日中支援対象利用者2人以上 | (一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算) |
|        |             |                  | (二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)   |

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

|                       |                 |                   |
|-----------------------|-----------------|-------------------|
| 入院時支援特別加算<br>(月1回を限度) | イ 入院期間が3日以上7日未満 | (1回につき561単位を加算)   |
|                       | ロ 入院期間が7日以上     | (1回につき1,122単位を加算) |

|                     |                 |                 |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| 帰宅時支援加算<br>(月1回を限度) | イ 外泊期間が3日以上7日未満 | (1回につき187単位を加算) |
|                     | ロ 外泊期間が7日以上     | (1回につき374単位を加算) |

|             |                           |                 |
|-------------|---------------------------|-----------------|
| 長期入院時支援特別加算 | イ 指定共同生活援助事業所の場合          | (1日につき122単位を加算) |
|             | ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | (1日につき150単位を加算) |
|             | ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | (1日につき76単位を加算)  |

|           |                           |                |
|-----------|---------------------------|----------------|
| 長期帰宅時支援加算 | イ 指定共同生活援助事業所の場合          | (1日につき40単位を加算) |
|           | ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | (1日につき50単位を加算) |
|           | ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | (1日につき25単位を加算) |

|                 |               |                 |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 地域生活移行個別支援特別加算  |               | (1日につき670単位を加算) |
| 精神障害者地域移行特別加算   |               | (1日につき300単位を加算) |
| 強度行動障害者地域移行特別加算 |               | (1日につき300単位を加算) |
| 医療連携体制加算        | イ 医療連携体制加算(Ⅰ) | (1日につき500単位を加算) |
|                 | ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) | (1日につき250単位を加算) |
|                 | ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) | (1日につき500単位を加算) |
|                 | ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) | (1日につき100単位を加算) |
|                 | ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) | (1日につき39単位を加算)  |
| 通勤者生活支援加算       |               | (1日につき18単位を加算)  |

|                 |                    |                            |                        |                                                                                                     |
|-----------------|--------------------|----------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・介護職員処遇改善加算   | イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | (1)指定共同生活援助事業所の場合          | 1月につき 十所定単位×74/1,000)  | 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計<br>注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 |
|                 |                    | (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×74/1,000)  |                                                                                                     |
|                 |                    | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×170/1,000) |                                                                                                     |
|                 | ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | (1)指定共同生活援助事業所の場合          | 1月につき 十所定単位×54/1,000)  |                                                                                                     |
|                 |                    | (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×54/1,000)  |                                                                                                     |
|                 |                    | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×124/1,000) |                                                                                                     |
|                 | ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | (1)指定共同生活援助事業所の場合          | 1月につき 十所定単位×30/1,000)  |                                                                                                     |
|                 |                    | (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×30/1,000)  |                                                                                                     |
|                 |                    | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×69/1,000)  |                                                                                                     |
|                 | ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) | (1)指定共同生活援助事業所の場合          | (1月につき 十ハ(1)の90/100)   |                                                                                                     |
|                 |                    | (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | (1月につき 十ハ(2)の90/100)   |                                                                                                     |
|                 |                    | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | (1月につき 十ハ(3)の90/100)   |                                                                                                     |
|                 | ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) | (1)指定共同生活援助事業所の場合          | (1月につき 十ハ(1)の80/100)   |                                                                                                     |
|                 |                    | (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | (1月につき 十ハ(2)の80/100)   |                                                                                                     |
|                 |                    | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | (1月につき 十ハ(3)の80/100)   |                                                                                                     |
| 福祉・介護職員処遇改善特別加算 |                    | (1)指定共同生活援助事業所の場合          | 1月につき 十所定単位×10/1,000)  | 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計<br>注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可   |
|                 |                    | (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×10/1,000)  |                                                                                                     |
|                 |                    | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 | 1月につき 十所定単位×23/1,000)  |                                                                                                     |

# 参 考

## 5:1事業所が4:1事業所とするための検討方法

### ① 必要な職員配置数の確認

- 『職員配置状況確認調査票』の「入居者状況」欄を入力  
⇒「必要配置数」欄に必要な職員の配置数が常勤換算方法で自動的に計算されます。

| 基準日：平成30年7月1日 |       |     |     |     |     |     |     |
|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入居者状況         | 区分1以下 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計   |
| 現入居者          | 4人    | 5人  | 1人  |     |     |     | 10人 |
| 個人居宅介護利用者（再掲） |       |     |     |     |     |     | 0人  |
| 入居予定          | 1人    | 1人  |     |     |     |     | 2人  |
| 計             | 5人    | 6人  | 1人  | 0人  | 0人  | 0人  | 12人 |

※入居者状況は支給決定区分で記入すること。  
※基準日時時点で入居者が定員に満たない場合は、「入居予定」欄に定員数を満たすよう記載すること。

### ○必要配置数

|       |      |
|-------|------|
| 世話人   |      |
| 4:1   | 3.0人 |
| 5:1   | 2.4人 |
| 6:1   | 2.0人 |
| 生活支援員 | 0.1人 |

### ② 現在の職員配置状況を確認

- 『職員配置状況確認調査票』の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」欄を入力  
⇒「常勤換算後の人数」欄を計算する。  
※職種ごとに「週平均の勤務時間」の合計を、「1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数（就業規則上に定める時間数）」で割る。

| ○従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表                      |        |         |    |      |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |      |       |       |         |          |          |     |
|------------------------------------------|--------|---------|----|------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|------|-------|-------|---------|----------|----------|-----|
| 職種                                       | 勤務形態   | 氏名      | 資格 | 勤続年数 | 第1週 |    |    |    |    |    |    | 第2週 |    |    |    |    |    |    | 第3週 |    |    |    |    |    |    | 第4週 |    |    |    |      |       |       | 4週の合計   | 週平均の勤務時間 | 常勤換算後の人数 | 兼務先 |
|                                          |        |         |    |      | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金    | 土     | 日     |         |          |          |     |
| 管理者                                      | 常勤・専従  | 全ユニット   | A  |      |     | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  |    |     | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  |    |     | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  |    |     | 8  | 8  | 8  | 8    | 8     |       |         |          |          |     |
| サービス管理責任者                                | 非常勤・専従 | 全ユニット   | B  | 社    |     | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  |    |     | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  |    |     | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  |    |     | 4  | 4  | 4  | 4    | 4     |       | 80      | 20.00    | 0.5      |     |
| 世話人                                      | 常勤・兼務  | 新宿ホーム第1 | C  | 社    |     | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4   | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6    | 4     | 100   | 25.00   | 2.4      | 夜間支援員兼務  |     |
| 世話人                                      | 常勤・兼務  | 新宿ホーム第2 | D  |      |     | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4   | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6    | 4     | 100   | 25.00   |          | 夜間支援員兼務  |     |
| 世話人                                      | 常勤・兼務  | 新宿ホーム第3 | E  | 3年   | 4   | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4   | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6    | 100   | 25.00 | 夜間支援員兼務 |          |          |     |
| 世話人                                      | 非常勤・兼務 | 全ユニット   | F  |      |     | 6  | 4  |    | 6  | 4  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4   | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 4    | 88    | 22.00 |         | 夜間支援員兼務  |          |     |
| 生活支援員                                    | 非常勤・兼務 | 全ユニット   | G  | 社    |     | 6  | 4  | 6  | 4  |    |    | 6   | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4   | 6  | 4  | 6  | 4  | 6  | 4  | 6   | 4  | 6  | 4  | 80   | 20.00 | 0.5   | 夜間支援員兼務 |          |          |     |
|                                          |        |         |    |      |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    | 0  | 0.00 |       |       |         |          |          |     |
| 合計                                       |        |         |    |      |     | 28 | 32 | 32 | 32 | 32 | 14 | 14  | 28 | 32 | 32 | 26 | 28 | 14 | 10  | 28 | 32 | 26 | 34 | 36 | 14 | 10  | 28 | 32 | 32 | 26   | 28    | 14    | 14      | 548      | 137.00   |     |
| 1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数（就業規則上に定める時間数） |        |         |    |      |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    | 40 |    |      |       |       |         |          |          |     |

### 【例】

世話人 (25+25+25+22)/40=2.4  
生活支援員 20/40=0.5

### ③ 不足時間数を計算し、職員配置を増やす。

#### 【例】

4:1とするには、常勤換算後の人数を2.4→3.0とする必要がある。⇒ 常勤換算方法で0.6不足。

常勤換算方法で0.6 = 週平均の勤務時間数で24時間不足 ※0.6×40時間（常勤職員の勤務すべき時間数）=24時間

＜対応例＞ ①生活支援員が基準より多く配置されているため、時間を切り分けて世話人を兼務してもらう。

【生活支援員としての必要配置時間】常勤換算方法で0.1=週4時間 ⇒ 現行週20時間のうち、16時間を世話人業務に変更可

②非常勤の世話人に勤務時間を増やしてもらう 又は 新たに世話人を配置する。

⇒①とあわせて、週8時間分の世話人を追加配置できれば、4:1とすることができる。



# 障害者グループホーム【国費】各種加算の概要について

| No. | 加算の種類                 | 併用不可の<br>加算の番号 | 単位   | 届出         | 算定<br>対象 | 算定<br>方法 | 主な要件                                                                                                                                                                                                    | 参照<br>ページ |
|-----|-----------------------|----------------|------|------------|----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1   | 夜間支援等<br>体制加算         | (Ⅰ)            | 2, 3 | 54～<br>672 | 必要       | 全員       | 日ごと<br>・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象<br>・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可<br>・ <b>夜間支援従事者の配置</b> が必要(資格要件なし)<br>・ <b>個別支援計画に基づき</b> 、夜間の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保すること<br>・一人の夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる | 16        |
| 2   |                       | (Ⅱ)            | 1, 3 | 18～<br>112 | 必要       | 全員       | 日ごと<br>・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象<br>・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可<br>・ <b>夜間支援従事者の配置</b> が必要(資格要件なし)<br>・夜間の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保すること<br>・一人の夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる             |           |
| 3   |                       | (Ⅲ)            | 1, 2 | 10         | 必要       | 全員       | 日ごと<br>・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象<br>・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可<br>・夜間利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、 <b>常時の連絡体制を確保する、または、警備会社と委託契約を締結すること</b>                                                                |           |
| 4   | <b>新設</b><br>夜勤職員加配加算 |                |      | 149        | 必要       | 全員       | 日ごと<br>・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象<br>・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可<br>・ <b>日中サービス支援型において、1名以上の夜勤職員を加配</b>                                                                                               |           |



| No. | 加算の種類           | 併用不可の<br>加算の番号 | 単位          | 届出 | 算定<br>対象 | 算定<br>方法 | 主な要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 参照<br>ページ |
|-----|-----------------|----------------|-------------|----|----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 5   | 日中支援加算          | (I)            | 270<br>／539 | 不要 | 特定者      | 日ごと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>高齢または重度の障害者</b>(65歳以上または障害支援区分4以上)であって<b>日中をGHの外で過ごすことが困難であると認められる利用者</b>が算定対象</li> <li>・日中支援を行った<b>日ごと</b>に算定可(ただし土、日、祝日は算定対象外)</li> <li>・基準上必要な世話人、生活支援員の員数に加えて<b>日中支援従事者を加配</b></li> <li>・<b>個別支援計画に基づいて</b>日中に支援を行うこと</li> <li>・日中支援対象利用者数により報酬が異なる</li> </ul>              |           |
| 6   |                 | (II)           | 135～<br>540 | 不要 | 特定者      | 日ごと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者等のうち、心身の状況等により<b>予定していた日中活動先等を利用できなかった者</b>が算定対象</li> <li>・日中支援を行った<b>日ごと</b>に算定可(ただし、月のうち2日目までは算定できない)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づいて</b>日中に支援を行うこと</li> <li>・基準上必要な世話人、生活支援員の員数に加えて<b>日中支援従事者を加配</b></li> <li>・日中支援対象利用者数及び障害支援区分により報酬が異なる</li> </ul> |           |
| 7   | 福祉専門職員<br>配置等加算 | (I)            | 8, 9        | 10 | 必要       | 全員       | 日ごと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 17        |
| 8   |                 | (II)           | 7, 9        | 7  | 必要       | 全員       | 日ごと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
| 9   |                 | (III)          | 7, 8        | 4  | 必要       | 全員       | 日ごと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |

変更

対象職種に公認心理師を追加

変更

対象職種に公認心理師を追加

| No. | 加算の種類           |                   | 併用不可の<br>加算の番号 | 単位            | 届出 | 算定<br>対象 | 算定<br>方法 | 主な要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 参照<br>ページ |
|-----|-----------------|-------------------|----------------|---------------|----|----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 10  | 入院時支援特別加算       |                   | 11             | 561/<br>1,122 | 不要 | 特定者      | 月1回      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が算定対象</li> <li>・入院した利用者を支援した月に1回に限り算定可<br/>(ただし、入退院日を除く入院期間が月に2日以内だと算定不可)</li> <li>・個別支援計画に基づき、事業所の従業員が病院又は診療所を(入院期間が7日未満なら1回以上、7日以上なら2回以上)訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行い、その支援内容を記録しておく必要あり</li> <li>・入院期間により報酬が異なる</li> </ul> | 18        |
| 11  | 長期入院時<br>支援特別加算 | 介護<br>サービス<br>包括型 | 10             | 122           | 不要 | 特定者      | 日ごと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が算定対象</li> <li>・入退院日を除く入院期間について、日ごとに算定可<br/>(ただし、月のうち2日目までは算定できない。また、1回の入院で最大3月まで算定可能)</li> <li>・個別支援計画に基づき、事業所の従業員が原則週に1回以上病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行い、その支援内容を記録しておくこと</li> <li>・事業所の類型により報酬が異なる</li> </ul>        |           |
|     |                 | 日中<br>サービス<br>支援型 | 10             | 150           | 不要 | 特定者      | 日ごと      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|     |                 | 外部<br>サービス<br>利用型 | 10             | 76            | 不要 | 特定者      | 日ごと      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
| 12  | 帰宅時支援加算         |                   | 13             | 187/<br>374   | 不要 | 特定者      | 月1回      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が家族等の居宅等への帰省等し、これを支援した場合に、当該利用者につき月に1回に限り算定可(ただし、外泊初日及び最終日を除く外泊期間が月に2日以内だと算定不可)</li> <li>・個別支援計画に基づき、事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと</li> <li>・帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容を記録しておくこと</li> <li>・外泊期間により報酬が異なる</li> </ul>                                                       | 18        |
| 13  | 長期帰宅時<br>支援加算   | 介護<br>サービス<br>包括型 | 12             | 40            | 不要 | 特定者      | 日ごと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外泊初日及び最終日を除く外泊期間について、日ごとに算定可<br/>(ただし、月のうち2日目までは算定できない。また、1回の外泊で最大3月まで算定可能)</li> <li>・個別支援計画に基づき、利用者が家族等の居宅等へ長期間外泊した場合、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと</li> <li>・帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容を記録しておくこと</li> <li>・事業所の類型により報酬が異なる</li> </ul>                                          |           |
|     |                 | 日中<br>サービス<br>支援型 | 12             | 50            | 不要 | 特定者      | 日ごと      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|     |                 | 外部<br>サービス<br>利用型 | 12             | 25            | 不要 | 特定者      | 日ごと      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |

| No. | 加算の種類                     |     | 併用不可の<br>加算の番号  | 単位  | 届出 | 算定<br>対象 | 算定<br>方法 | 主な要件                                                                                                                                                                                                                                           | 参照<br>ページ |
|-----|---------------------------|-----|-----------------|-----|----|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 14  | 医療連携<br>体制加算              | (Ⅰ) | 15、17、<br>19    | 500 | 不要 | 特定者      | 日ごと      | 医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、 <u>看護の提供を受けた利用者につき日ごと</u> に算定可<br>(対象者が1名の場合)                                                                                                                                                              | 19、<br>20 |
| 15  |                           | (Ⅱ) | 14、17、<br>19    | 250 | 不要 | 特定者      | 日ごと      | 医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、 <u>看護の提供を受けた利用者につき日ごと</u> に算定可<br>(対象者が2名～8名の場合)                                                                                                                                                           |           |
| 16  |                           | (Ⅲ) | 19              | 500 | 不要 | 特定者      | 日ごと      | 医療機関との連携により、訪問した看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、 <u>たんの吸引等が必要となる利用者につき日ごと</u> に算定 (看護職員1人1日当たり)                                                                                                                                                |           |
| 17  |                           | (Ⅳ) | 14、15           | 100 | 不要 | 特定者      | 日ごと      | <u>研修を修了した介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に、たんの吸引等を行った利用者につき日ごと</u> に算定可                                                                                                                                                                                    | 19        |
| 18  |                           | (Ⅴ) | 19              | 39  | 必要 | 全員       | 日ごと      | ・基本報酬を算定している利用者 <b>全員</b> が算定対象<br>・都に届け出た適用開始日以降、 <u>日ごと</u> に算定可<br>・ <u>看護師を配置</u> (看護資格を有するGH従事者の配置でも可)<br>・ <u>または訪看stとの契約により看護師を確保</u> (准看護師は不可)<br>・看護師により24時間連絡できる体制を確保すること<br>・日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備すること           | 21        |
| 19  | <div>新設</div><br>看護職員配置加算 |     | 14、15、<br>16、18 | 70  | 必要 | 全員       | 日ごと      | ・基本報酬を算定している利用者 <b>全員</b> が算定対象<br>・都に届け出た適用開始日以降、 <u>日ごと</u> に算定可<br>・基準上必要なGH従事者に加えて、看護職員(保健師、看護師、准看護師)を <u>常勤換算方法で1以上かつ利用者の数を20で割った数以上</u> 配置<br>・日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導、医療機関との連絡調整等を行うこと                                            |           |
| 20  | 重度障害者支援加算                 |     | 21              | 360 | 必要 | 特定者      | 日ごと      | ・重度障害者( <u>重度障害者等包括支援の対象となる者</u> 。受給者証で確認可)が算定対象<br>・生活支援員について、基準上必要な員数に加え、適切な支援を行える数加配<br>・ <u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置</u><br>・行動障害を有する者がいる場合等に支援計画シート等の作成が必要<br>・ <u>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を修了した生活支援員を20%以上</u> の割合で配置 | 22        |

| No. | 加算の種類                            | 併用不可の<br>加算の番号 | 単位  | 届出 | 算定<br>対象 | 算定<br>方法               | 主な要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 参照<br>ページ |
|-----|----------------------------------|----------------|-----|----|----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 21  | <b>新設</b><br>強度行動障害者<br>地域移行特別加算 | 20             | 300 | 必要 | 特定者      | 日ごと                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対し、退所後1年以内に限り日ごとに算定可</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した生活支援員を20%以上の割合で配置</li> <li>・個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うこと</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |           |
| 22  | <b>新設</b><br>精神障害者<br>地域移行特別加算   | 23             | 300 | 必要 | 特定者      | 日ごと                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院に1年以上入院していた精神障害者に対し、退院後1年以内に限り日ごとに算定可</li> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の資格を有するサービス管理責任者を配置</li> <li>・精神科病院との日常的な連携(通院支援)、対象利用者との定期及び随時の面談、日中活動の選択、利用、定着支援その他必要な支援を行うこと</li> <li>・運営規程に定める主たる対象とする障害者に精神障害者を含んでいる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 23  | 地域生活移行<br>個別支援特別加算               | 22             | 670 | 必要 | 特定者      | 日ごと                    | <div>変更<br/>対象職種に公認<br/>心理師を追加</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設等を退所等してから3年を経過していない者等で、保護観察所等との調整により利用を開始した者が算定対象</li> <li>・3年以内の期間において、日ごとに算定可</li> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置し、当該有資格者による指導体制を整えること</li> <li>・適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置</li> <li>・GH従業者に対し、医療観察法に基づく通院決定を受けている者又は刑事施設等を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上開催すること(毎年都へ報告が必要)</li> <li>・保護観察所、精神保健福祉センター等との協力体制を整えていること</li> <li>・個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助等を行うこと</li> </ul> | 23        |
| 24  | 自立生活支援加算                         |                | 500 | 不要 | 特定者      | 退去前<br>2回<br>退去後<br>1回 | <div>変更<br/>退去前算定限度回数<br/>1回 → 2回</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅における単身等での生活が可能と見込まれる利用者の退去に先立って、退去後の生活の相談援助を行い、退去後に生活する居宅を訪問し、各種連絡調整等を行った場合に、入居中2回を限度として算定可</li> <li>・退去後30日以内に、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退去後1回を限度として算定可</li> <li>・行った相談援助、連絡調整等について記録を作成すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |           |

| No. | 加算の種類                 | 併用不可の<br>加算の番号 | 単位 | 届出        | 算定<br>対象 | 算定<br>方法 | 主な要件                                                                                                                                                                                                                  | 参照<br>ページ        |
|-----|-----------------------|----------------|----|-----------|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 25  | 通勤者生活支援加算             |                | 18 | 必要        | 全員       | 日ごと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>一般就労</u>(就労移行支援、就労継続支援は除く)している利用者が50%以上を占める場合に、利用者<b>全員</b>につき<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・援助、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行うこと</li> </ul> |                  |
| 26  | 視覚・聴覚言語障害者<br>支援体制加算  |                | 41 | 必要        | 全員       | 日ごと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>視覚、聴覚、言語障害のある利用者が全利用者の30%以上を占めている</u>場合に、利用者<b>全員</b>につき<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・<u>視覚障害者等との意思疎通に専門性を有する職員を一定数加配</u>すること</li> </ul>                                        |                  |
| 27  | 福祉・介護職員<br>処遇改善(特別)加算 |                | ※  | <b>必要</b> | 全員       | 日ごと      | 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対して、サービスを行った場合に算定                                                                                                                                   | 24,<br>25,<br>26 |

※加算類型及びサービス類型による

手続き等の窓口は処遇改善加算担当(障害福祉)になります。  
連絡先:03-5320-4230  
(居住支援担当への手続きだけでは算定できません)

上記は主な要件を抜粋し、簡略化したものです。  
実際の算定にあたっては、必ず全ての要件を確認してください。

# 夜間支援等体制加算

※ 日中サービス支援型は算定できない

## 夜間支援等体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)について

### 【夜間支援等体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の違い】

- (Ⅱ)・・・基本的に、夜間に支援を行う利用者が居住するグループホームに夜間支援従事者を配置。  
夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。
- (Ⅰ)・・・上記の内容に加え、就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援等を行うこととし、支援の内容について個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付ける。

### 【算定方法】

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。
- 原則として、夜間支援対象利用者数＝前年度の平均利用者総数(前年度の全利用者の延べ数÷前年度の開所日数)となる。ただし、年度途中に新規開設、ユニット増、定員の増減があった場合には、増減した定員数×90%を夜間支援対象利用者数として加える(又は減らす)。
- ※前年度の利用者数については、在籍している日数をカウントする(入院中や帰省中も含める)。

### 【その他】

- 夜間の時間帯は法人が定める(ただし、午後10時から午前5時までは最低限含むこととする。)
- 都夜間加算は、国夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をもって認定する。
- 日単位で(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかの算定が可能。

## 夜間支援等体制加算(Ⅲ)について

夜間防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合に算定可能。

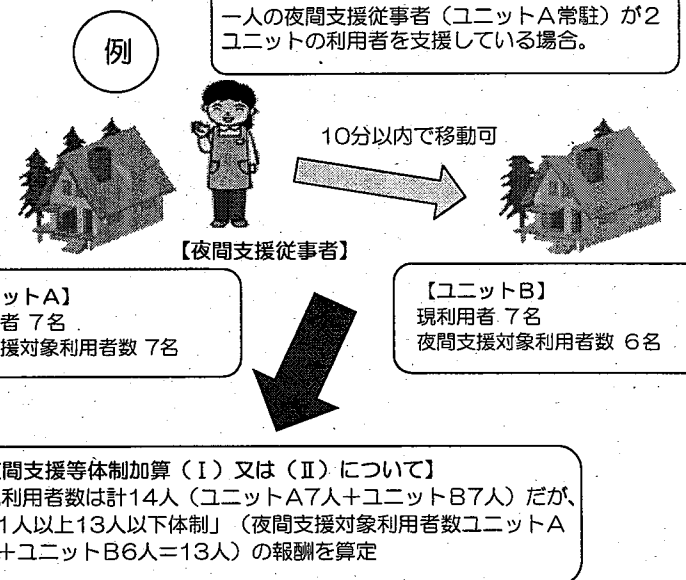
夜間防災体制の確保とは・・・警備会社と警備業務委託契約の締結が必要  
常時の連絡体制の確保とは・・・以下のいずれかが必要

- (1)職員が常駐 (2)携帯電話等により夜間の連絡体制を確保  
(3)夜間支援を委託されたものにより連絡体制を確保

※緊急時の連絡先や連絡方法を運営規程に定め、住居内に掲示が必要

### 【算定方法】

- 上記の体制を確保しているユニットの利用者全員に10単位を算定。  
○(Ⅰ)及び(Ⅱ)との併算定は不可。



## 【(Ⅰ)、(Ⅱ)における夜間支援対象利用者数の見直しについて】

夜間支援対象利用者数については、毎年年度当初に見直しを行う必要があります。ユニットの開設時期又は最後に定員が増減した時期に応じて以下の通り見直しを行い、夜間支援対象利用者数に変更が生じる場合は届出を行ってください。

4月1日時点において、ユニットを開設した時点又は最後に定員を増減した時点から、

### (1)1年以上が経過している場合

⇒前年度1年間の平均利用者総数を夜間支援対象利用者数とする

### (2)6ヶ月以上1年未満が経過している場合

⇒直近6ヶ月間の平均利用者総数を夜間支援対象利用者数とする

### (3)6ヶ月未満しか経過していない場合

⇒定員数×90%を夜間支援対象利用者数とする

※年度途中においても、ユニット増や定員の増減があった場合は、夜間支援対象利用者数を変更してください。

# 福祉専門職員配置等加算

## ■加算概要

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位 … 常勤の世話人又は生活支援員について、資格保有者（※）を35%以上雇用
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 7単位 … 常勤の世話人又は生活支援員について、資格保有者（※）を20%以上雇用  
※対象資格：社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 4単位 … 世話人又は生活支援員のうち、①75%以上が常勤職員 又は  
②常勤者のうち勤続3年以上の者が30%以上

## ■具体的な考え方

「常勤」：各事業所において定められる常勤従業者が勤務すべき時間数に達している従業者であり、正規・非正規の別は問わない  
※兼務がある場合、当該事業所の直接処遇職員として1週間の勤務時間の2分の1を超える時間従事していれば、一人の常勤の直接処遇職員として評価される。 ※ただし、（Ⅲ）①に限り、2分の1以下でも常勤として評価する。

（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）②の常勤者

### 【例】

| 職種        | 職員 | 勤務形態   | 勤務場所  | 資格      | 勤務時間数 |   |   |   |   |   |   | 週の合計<br>勤務時間 | 常勤<br>換算 | 兼務の内容           | 常勤者 | うち、<br>有資格者 | 備考                  |
|-----------|----|--------|-------|---------|-------|---|---|---|---|---|---|--------------|----------|-----------------|-----|-------------|---------------------|
|           |    |        |       |         | 月     | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |              |          |                 |     |             |                     |
| 世話人       | A  | 常勤・専従  | Aユニット | 精神保健福祉士 | 8     | 8 |   | 8 | 8 | 8 |   | 40           | 3.4      |                 | ○   | ○           |                     |
|           | B  | 常勤・兼務  | Bユニット | 作業療法士   | 8     |   | 8 | 4 | 4 |   | 8 | 32           |          | 夜間支援員(8時間)      | ○   |             | 作業療法士は対象資格に含まれない    |
|           | C  | 常勤・兼務  | 全ユニット | 社会福祉士   |       |   | 8 |   |   | 8 |   | 16           |          | サービス管理責任者(24時間) |     |             | 週20時間以下のため常勤者に数えない  |
|           | D  | 常勤・兼務  | 全ユニット |         |       | 4 | 4 | 8 |   | 4 | 4 | 24           |          | 夜間支援員(16時間)     | ○   |             | 週20時間を超えるため常勤者に数える  |
|           | F  | 非常勤・専従 | 全ユニット | 精神保健福祉士 |       | 8 |   |   | 8 | 8 |   | 24           |          |                 |     |             | 週の合計勤務時間が40時間に達してない |
| 生活<br>支援員 | G  | 非常勤・兼務 | 全ユニット |         | 4     | 4 |   |   | 4 | 4 |   | 16           | 0.8      | 夜間支援員(16時間)     |     |             | 週の合計勤務時間が40時間に達してない |
|           | H  | 非常勤・兼務 | 全ユニット |         | 4     |   | 4 | 4 |   |   | 4 | 16           |          | 夜間支援員(16時間)     |     |             | 週の合計勤務時間が40時間に達してない |

※就業規則に定める常勤者の勤務時間数：週40時間 ⇒（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）②については法人内で40時間勤務のある職員のうち、半分の20時間を超えて配置されている常勤職員を常勤者とする

※サービス管理責任者や夜間支援員として従事している時間は、世話人または生活支援員の勤務時間数には含まれない。

（Ⅲ）①の常勤職員

☆ 常勤有資格者(A) / 常勤者(A, B, D) = 1 / 3 = 0.333… ⇒ 25%以上35%未満なので、福祉専門職員等配置加算（Ⅱ）を算定可

## ■留意事項

- （Ⅲ）①の計算方法 … 全ての常勤の直接処遇職員の数（勤務時間を問わない） / 直接処遇職員の常勤換算方法での総数  
【上の例】 4 / 4.2 ≒ 95.2% ≥ 75%
- （Ⅲ）②の「勤続3年以上」 … 加算申請を行う前月末日時点までの期間  
(同法人の他の障害福祉サービス事業所等の従事期間も含めることができる)

# (長期)帰宅時支援加算、(長期)入院時支援特別加算

## ■加算単位数

- ・帰宅時支援加算 ①月の帰宅期間の日数の合計が3日以上7日未満 … 187単位/月  
②月の帰宅期間の日数の合計が7日以上 … 374単位/月
- ・長期帰宅時支援加算 ①介護サービス包括型 … 40単位/日  
②日中サービス支援型 … 50単位/日  
③外部サービス利用型 … 25単位/日
- ・入院時支援特別加算 ①月の入院期間の日数の合計が3日以上7日未満 … 561単位/月  
②月の入院期間の日数の合計が7日以上 … 1,122単位/月
- ・長期入院時支援特別加算 ①介護サービス包括型 … 122単位/日  
②日中サービス支援型 … 151単位/日  
③外部サービス利用型 … 76単位/日

## <留意事項>

- ・(長期)帰宅時支援加算  
「家族等の居宅等への帰省等」が要件であるため、単に外泊しただけでは算定対象とならない。
- ・帰宅初日、帰宅最終日、入退院日  
グループホーム内での支援があれば、**基本報酬の算定が可能**となるため、それぞれ帰宅期間や入院期間には含めない。

## ■具体的な考え方

### 【例①】 帰宅時支援加算の算定

※毎週金曜の夕方通所先から帰宅、月曜の朝通所し、夕方通所先からGHに戻るケース

⇒ **帰宅期間9日間**なので、**7日以上の単位**を算定

| 月                     | 火                  | 水                  | 木                  | 金                  | 土               | 日               |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|
|                       |                    |                    |                    | 1<br>帰宅<br>(基本報酬)  | 2<br>帰宅期間<br>①  | 3<br>帰宅期間<br>②  |
| 4<br>GHに戻る<br>(基本報酬)  | 5<br>GH<br>(基本報酬)  | 6<br>GH<br>(基本報酬)  | 7<br>GH<br>(基本報酬)  | 8<br>帰宅<br>(基本報酬)  | 9<br>帰宅期間<br>③  | 10<br>帰宅期間<br>④ |
| 11<br>GHに戻る<br>(基本報酬) | 12<br>GH<br>(基本報酬) | 13<br>GH<br>(基本報酬) | 14<br>GH<br>(基本報酬) | 15<br>帰宅<br>(基本報酬) | 16<br>帰宅期間<br>⑤ | 17<br>帰宅期間<br>⑥ |
| 18<br>GHに戻る<br>(基本報酬) | 19<br>GH<br>(基本報酬) | 20<br>GH<br>(基本報酬) | 21<br>GH<br>(基本報酬) | 22<br>帰宅<br>(基本報酬) | 23<br>帰宅期間<br>⑦ | 24<br>帰宅期間<br>⑧ |
| 25<br>GHに戻る<br>(基本報酬) | 26<br>GH<br>(基本報酬) | 27<br>GH<br>(基本報酬) | 28<br>GH<br>(基本報酬) | 29<br>帰宅<br>(基本報酬) | 30<br>帰宅期間<br>⑨ |                 |

### 【例②】 入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算の算定

※入院日:4月21日、退院日:6月19日 (介護サービス包括型事業所)

⇒ 4月…入院時支援特別加算、5、6月…長期入院時支援特別加算

- 4月21日 … 基本報酬(入院日)
- 4月22日 ~ 4月30日 … **入院時支援特別加算**(1,122単位/月)を選択(9日間)
- 5月1日 ~ 5月2日 … 加算算定対象外
- 5月3日 ~ 5月31日 … **長期入院時支援特別加算**(122単位/日)を選択(29日間)
- 6月1日 ~ 6月2日 … 加算算定対象外
- 6月3日 ~ 6月18日 … **長期入院時支援特別加算**(122単位/日)を選択(16日間)
- 6月19日 … 基本報酬(退院日)

4月については、長期入院時支援特別加算での算定も可能ですが、入院時支援特別加算を算定した場合よりも低い単位となります。

$$122 \text{ 単位} \times (9-2) \text{ 日} = 854 \text{ 単位} \leq 1,122 \text{ 単位}$$



## 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)

### 医療連携体制加算(Ⅰ)

医療的なケアを要する者に対して、医療機関等との連携により、看護職員をグループホームに訪問させ、当該看護職員が一人の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。

### 医療連携体制加算(Ⅱ)

看護職員が2人以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。1回の訪問につき8名を限度とする。

### 医療連携体制加算(Ⅲ)

看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき加算する。

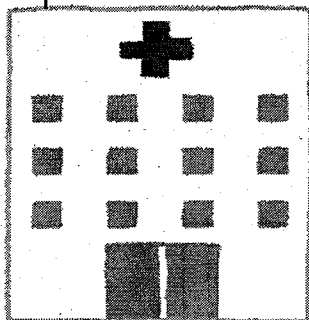
### 医療連携体制加算(Ⅳ)

喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき加算する。

### 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)に関する共通事項

- 看護職員配置加算を算定している場合は算定できない。
- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について、医療機関等と委託契約を締結する。
- 連携する医療機関から看護の提供等に関する指示を受ける。
- 当該障害者に関する必要な情報を、保護者・主治医等を通じて予め入手し、本人の同意を得て連携する医療機関等に提供しよう努める。
- 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設等に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守したうえで、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- 必要となる衛生材料、医薬品等の費用はグループホームが負担する。  
なお、医療保険の算定対象となる医薬品等については、適正な診療報酬を請求すること。  
(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」参照)

医療機関等



## 医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ～図解～

- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結する。
- 利用者に関する必要な情報を提供する。
- 看護師は事業所で雇用した者でも可（※）
- 委託契約締結した病院の医師から看護師に指示をもらう。

委託契約

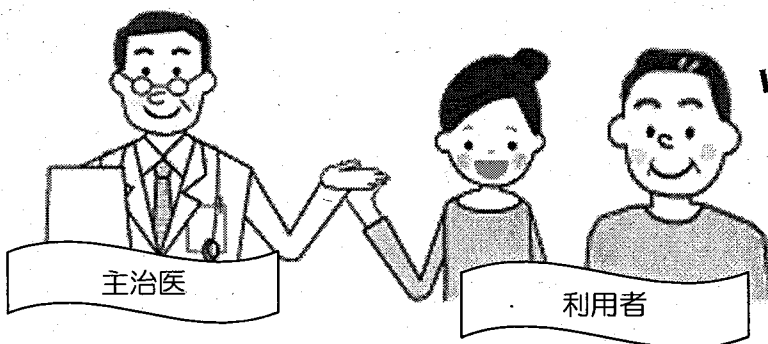
- 委託契約を締結した医師から看護の提供や指導等に関する指示を受ける。

事業所



- 利用者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じあらかじめ入手し、医療機関への提供について本人へ同意を得る。

主治医



利用者

- 病院の医師の指示を受け利用者に医療的ケアを行う。



※保健師・看護師・准看護師の資格を有する者が医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象になる。（その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこと）  
（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 3）

## 医療連携体制加算(V)、看護職員配置加算【新規】

■ 看護職員の配置に関する加算については、以下のとおりです。

|          | 医療連携体制加算(V)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 看護職員配置加算【新規】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単位       | 39単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 70単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 資格       | 看護師 ※准看護師は対象外                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 看護職員（保健師、看護師、准看護師）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 配置方法     | 事業所の職員として配置（世話人等としての配置も可、他事業所の職員との併任可）または訪問看護ステーション等との提携等により、必要な時間看護師を確保する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 基準上必要とされる世話人等の配置に加え、専従の看護職員を常勤換算方法で1以上かつ利用者数を20で除した数以上配置する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| その他の要件   | <p>○看護師により24時間連絡できる体制を確保</p> <p>○行うべき具体的なサービス</p> <p>以下の業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整</li> </ul> <p>※単に「オンコール体制」をとるだけでは算定不可</p> <p>○「重度化した場合における対応に係る指針」の作成</p> <p>盛り込むべき項目例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>②入院期間中におけるGHにおける家賃や食材料費の取扱い など</li> </ol> <p>※重要事項説明書に盛り込むなど、書面として整備し、利用者の入居に際して説明しておくことが重要</p> | <p>○利用者の状況に応じて以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等（喀痰吸引等に係る指導を含む）</li> <li>・定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</li> <li>・看護職員による常時の連絡体制の確保</li> <li>・重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</li> </ul> <p>○「重度化した場合における対応に係る指針」の作成</p> <p>盛り込むべき項目例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>②入院期間中におけるGHにおける家賃や食材料費の取扱い など</li> </ol> <p>※重要事項説明書に盛り込むなど、書面として整備し、利用者の入居に際して説明しておくことが重要</p> |
| 留意事項     | 看護職員配置加算との併用は不可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 医療連携体制加算(I)～(III)及び(V)との併用は不可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 届出時の必要書類 | 第2号様式、付表7、別紙1、別紙17、看護師の資格証または訪問看護ステーション等との契約書等の写し、重度化対応の指針、職員配置状況確認調査票                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第2号様式、付表7、別紙1、別紙40、看護職員の資格証、重度化対応の指針、職員配置状況確認調査票                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

# 重度障害者支援加算

■ 重度障害者支援加算 360単位／日 : 重度障害者（**重度障害者等包括支援の対象となる者。受給者証で確認可**）が算定対象

| 共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書<br>(兼・平成30年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画) |       |                             |                         |                   |              |
|--------------------------------------------------------|-------|-----------------------------|-------------------------|-------------------|--------------|
| 事業所の名称                                                 |       |                             |                         |                   |              |
| 事業所の所在地                                                |       |                             |                         |                   |              |
| 連絡先                                                    | 電話番号  |                             |                         | 担当者名              |              |
|                                                        | FAX番号 |                             |                         |                   |              |
| 職員配置                                                   |       | 研修の受講状況                     |                         |                   |              |
| 職種                                                     | 氏名    | 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(※1)     | 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(※1) | 喀痰吸引等研修(第1号又は第2号) | 喀痰吸引等研修(第3号) |
| サービス管理責任者                                              | 〇〇 〇〇 | 有                           | H30.10受講予定              |                   | 有            |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 | H31.1受講予定                   |                         |                   | 有            |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 | 有                           |                         | 看護師               | 看護師          |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 |                             |                         |                   |              |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 |                             |                         |                   |              |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 |                             |                         |                   |              |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 |                             |                         |                   |              |
| 生活支援員                                                  | 〇〇 〇〇 |                             |                         |                   |              |
|                                                        |       | ①                           |                         |                   |              |
| 今年度の研修要件①(※2)を満たしている者の数                                |       | 今年度の研修要件②(※3)を満たしている者の数及び割合 |                         |                   |              |
| 2                                                      |       | 2 (28%)                     |                         |                   |              |
| ①'                                                     |       | ②'                          |                         |                   |              |

## <研修要件①>

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践)又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。ただし、平成30年度末までは、研修受講予定者を配置していれば、当該基準を満たしているものとみなす。

⇒ ①'の欄が1以上となればよい

## <研修要件②>

生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。ただし、平成30年度末までは、研修修了者を10%以上、研修受講予定者を10%以上配置していれば、当該基準を満たしているものとみなす。

⇒ ②'の欄が20%以上となればよい

注1 職員配置欄には、当該事業所の**全てのサービス管理責任者、生活支援員**を記載してください。サービス管理責任者と生活支援員を兼務している場合は、同じ者であっても、サービス管理責任者と生活支援員それぞれ別に記載してください。

注2 職員が看護師又は准看護師の場合は「喀痰吸引等研修」欄に「看護師」若しくは「准看護師」と記載してください。

注3 職員が既に**重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程**を修了している場合又は今年度受講予定の場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎)を修了又は受講予定とみなし、また、職員が既に**行動援護従業者養成研修**の課程を修了している場合又は今年度受講予定の場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了又は受講予定とみなし、「強度行動障害者支援者養成研修」欄に「有」又は受講予定月を記載してください。

# 地域生活移行個別支援特別加算

## 国算定要件

### 対象者要件

以下の2つの条件をすべて満たす者

- ① 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設(刑務所等)若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者
- ② 保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、グループホームを利用することになった者

### 支援内容

- ① 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、個別支援計画の作成
- ② 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ③ 日常生活や人間関係に関する助言
- ④ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- ⑤ 日中活動の場における緊急時の対応
- ⑥ その他必要な支援

### 施設要件

- ① 適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること(※)
- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること
- ③ 従業者に対して、医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること
- ④ 研修は、原則として事業所の従業者全員を対象に行われること
- ⑤ 加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等についての研修であること
- ⑥ 矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うこと
- ⑦ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること

※「適切な支援を行うために必要な数の世話人」について、都としては、以下のような人員配置を想定

- ①「事業所の定員」と「事業所の常勤有資格者数」の比率は「6:1」以上に厚くすることが望ましい。  
(有資格者が中心となって支援する旨規定されていることを考慮すると、利用者6名に対して、常勤の有資格者1名相当が確保されていることが望ましい。)
- ②「事業所内の全ユニット数」と「事業所の常勤有資格者数」の比率は「1:1」以上が望ましい。  
(有資格者が中心となって支援する旨規定されていることを考慮すると、1つのユニットに1名以上、常勤の有資格者が配置されていることが望ましい。)
- ③事業所全体の人員配置基準については、「4:1」(I型)以上が望ましい。  
(職員の経歴等、事業所の支援体制に支障がないと判断できる場合は、この限りではない。)

※基本的に上記①②③の内容をすべて満たしていることが望ましいが、満たしていない場合は、別途適切な支援を行うに足りる配置ができているかどうか、確認します。

# 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算

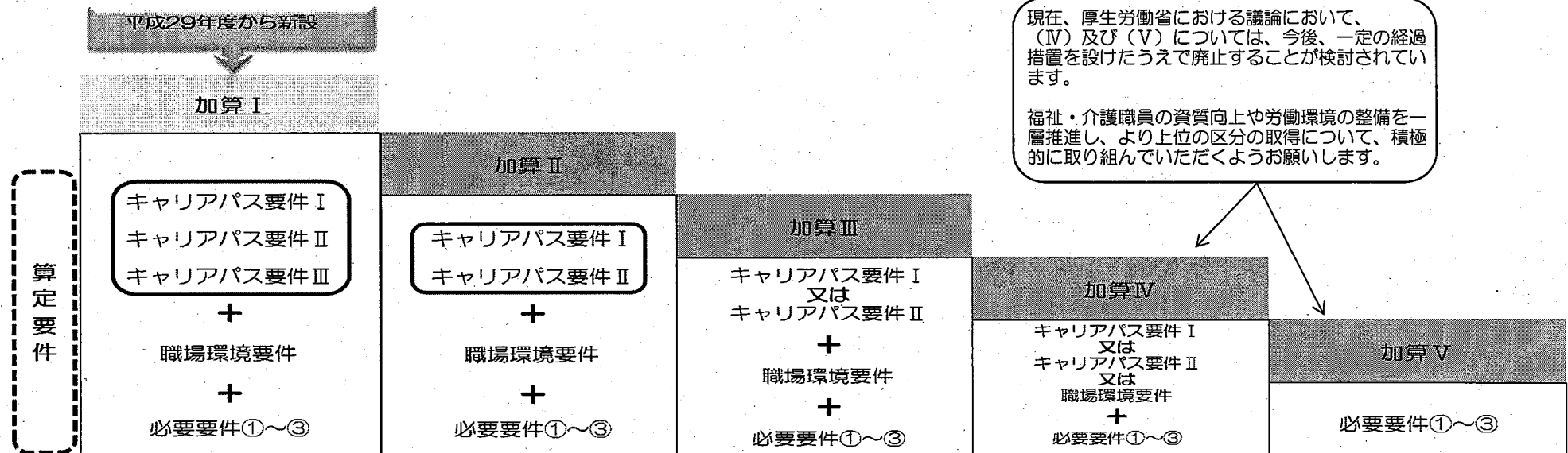
## 1. 目的

- 福祉・介護職員の処遇改善への取組として、平成21年10月から実施されていた障害者自立支援臨時特例交付金による処遇改善事業が平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、報酬の中で対応することとなり、処遇改善加算として創設されました。また、加算要件を緩和した一定額の加算として、処遇改善特別加算も創設されました。
- さらに、平成29年度障害福祉サービス等報酬改定においては、現行の加算の仕組みは維持しつつ、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分(キャリアパス要件Ⅲ)が新設されました。

## 2. 加算の算定要件

- 1 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。(必要要件①)
- 2 事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。(必要要件②)
- 3 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。(必要要件③)
- 4 キャリアパス要件として、
  - (1) 福祉・介護職員の任用等の要件(賃金に関するものを含む)を定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。(キャリアパス要件Ⅰ)
  - (2) 福祉・介護職員の資質向上のための目標及び計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること。(キャリアパス要件Ⅱ)
  - (3) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けるとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること。(キャリアパス要件Ⅲ)
- 5 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)を全ての福祉・介護職員に周知していること。(加算Ⅲ、Ⅳの職場環境要件)
- 6 平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)を全ての福祉・介護職員に周知していること。(加算Ⅰ、Ⅱの職場環境要件)

【加算イメージ図】



※特別加算の算定要件は加算Ⅴと同一

### 3. 加算の対象となる職種と加算

#### ○ 福祉・介護職員処遇改善加算

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

※ 原則としてサービス管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象となりませんが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合には対象となります。

#### ○ 福祉介護職員処遇改善特別加算

全職種(事務職員等を含む)

| サービス種別                    | 加算率    |       |      |                           |                           |      |
|---------------------------|--------|-------|------|---------------------------|---------------------------|------|
|                           | 処遇改善加算 |       |      |                           |                           | 特別加算 |
|                           | 加算Ⅰ    | 加算Ⅱ   | 加算Ⅲ  | 加算Ⅳ<br>(加算Ⅲにより算出した単位×0.9) | 加算Ⅴ<br>(加算Ⅲにより算出した単位×0.8) |      |
| 共同生活援助(指定共同生活援助)          | 7.4%   | 5.4%  | 3.0% | 2.70%                     | 2.40%                     | 1.0% |
| 共同生活援助(日中サービス支援型) ※H30.4～ | 7.4%   | 5.4%  | 3.0% | 2.70%                     | 2.40%                     | 1.0% |
| 共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助) | 17.0%  | 12.4% | 6.9% | 6.21%                     | 5.52%                     | 2.3% |

### 4. 加算届出から実績報告までの流れ

- ① 毎年、2月末に次年度の処遇改善計画書等を都道府県知事等に届け出ます。  
 なお、提出にあたっては、次ページの「書類提出先」を御確認ください。  
※年度途中に事業所を追加する場合又は廃止する場合には、変更する月の前月15日までに変更届を提出する必要があります。  
※賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書の提出が必要となります。  
※年度途中に新規で届出を行う場合には、算定月(サービス提供月)の前月15日までに計画書等を提出する必要があります。
- ② 届出月から、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定し、国保連へ請求を行います。
- ③ 国保連へ請求後、基本報酬等とあわせて処遇改善加算分が支払われます。  
 (その際に、国保連から処遇改善加算総額のお知らせが発行されます。実績報告時に必要になりますので、必ず保存をしておいてください。)
- ④ 加算を受け取った事業者等は、計画書に基づき加算額以上の賃金改善を実施する必要があります。  
 (賃金改善の方法はベースアップや手当等が考えられますが、実費弁償・福利厚生のような賃金以外の項目に加算金は充当できません。)
- ⑤ 計画を届出した翌年の7月末までに実績報告書等を都道府県知事等に提出します。(年度途中で廃止・休止した場合や、加算を受け取っていない場合であっても計画書を提出している場合には、実績報告書が必要となります。)  
※実績報告書の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず提出を行わない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、不正請求として全額返還となる場合があります。

### 5. 提出先

#### ○ 東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉)  
 電話: 03-5320-4230(受付時間: 午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで(平日のみ))

<様式類等掲載先>

東京都障害者サービス情報 (URL: <http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>)

< 東京都障害者サービス情報 → 書式ライブラリー → 処遇改善加算(特別)加算に係る様式類 → 平成30年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算 >

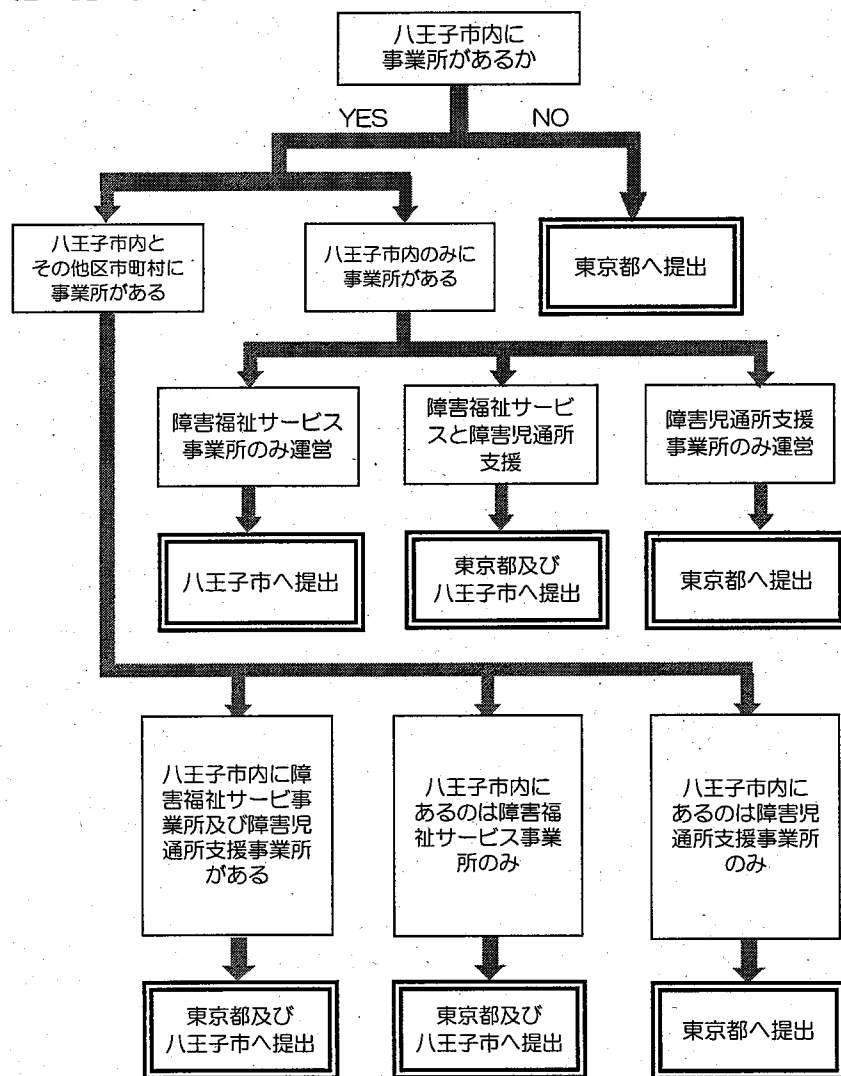
#### ○ 八王子市担当部署(※八王子市へ提出する場合のみ)

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

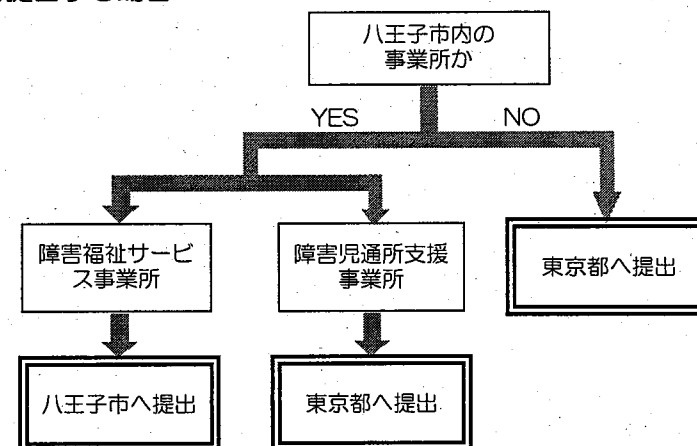
## 6. 提出方法

提出する方法を確認してください。（不明点がありましたら、「5. 提出先」に記載している担当部署にお問い合わせください。）

### ○法人一括で提出する場合



### ○事業所単位で提出する場合





# 障害者グループホーム【国費】各種減算の概要について

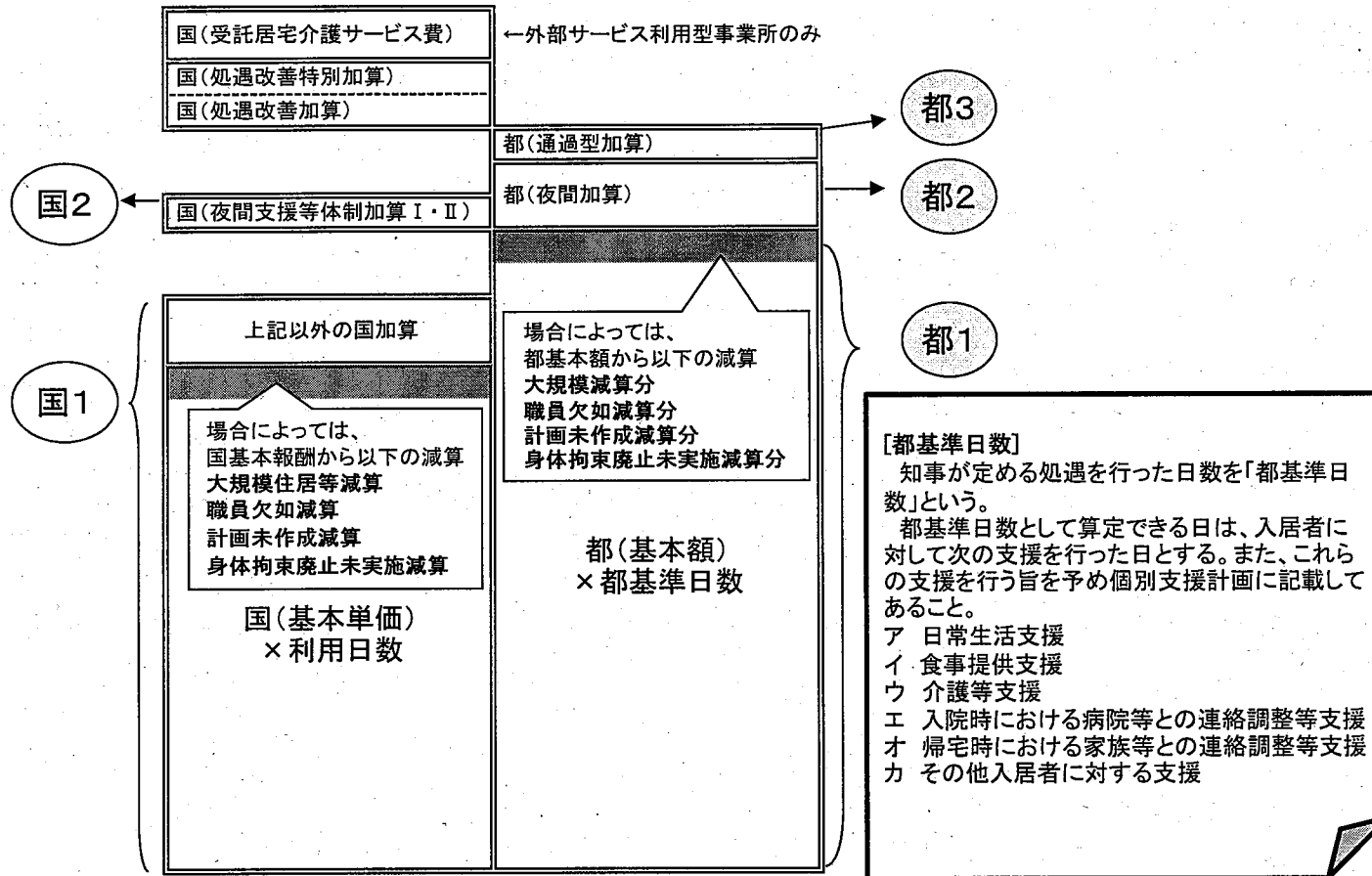
| No. | 加算の種類                          | 減算率等                                          | 届出        | 概要                                                                                                                |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <b>変更</b><br>サービス提供職員<br>欠如減算  | 3月未満                                          | 70/100    | <b>必要</b><br>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所におくべき世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない場合に減算。                                     |
| 2   |                                | 3月以上                                          | 50/100    |                                                                                                                   |
| 3   | <b>変更</b><br>サービス管理責任者<br>欠如減算 | 5月未満                                          | 70/100    | <b>必要</b><br>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所におくべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合に減算。                                        |
| 4   |                                | 5月以上                                          | 50/100    |                                                                                                                   |
| 5   | <b>変更</b><br>個別支援計画<br>未作成減算   | 3月未満                                          | 70/100    | <b>不要</b><br>指定障害福祉サービス基準の規定に従い、共同生活援助計画が作成されていない場合に減算。                                                           |
| 6   |                                | 3月以上                                          | 50/100    |                                                                                                                   |
| 7   | 大規模住居等減算                       | 入居定員8人以上                                      | 95/100    | <b>必要</b><br>共同生活住居(ユニット)の入居定員が8人以上21人未満である場合に減算。<br>※日中サービス支援型共同生活援助事業所については適用されません。                             |
| 8   |                                | 入居定員21人以上                                     | 93/100    | <b>必要</b><br>共同生活住居(ユニット)の入居定員が21人以上である場合に減算。                                                                     |
| 9   |                                | 一体的な運営が行われている<br>共同生活住居の<br>入居定員の合計が<br>21人以上 | 95/100    | <b>必要</b><br>一体的な運営が行われている共同生活住居(ユニット)の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む)の合計数が21人以上である場合に減算。                                |
| 10  | <b>新設</b><br>身体拘束廃止未実施減算       | -5単位<br>/日                                    | <b>不要</b> | 指定障害福祉サービス基準の規定に従い、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、<br>・その態様及び時間<br>・その際の利用者の心身の状況<br>・緊急やむを得ない理由<br>・その他必要な事項<br>を記録していない場合に減算。 |

～ メ モ ～

# Ⅱ 都加算について

～ メ モ ～

# 都加算について <現行(見直し前)>



都単価一覧

|                   | 介護サービス<br>包括型 | 外部サービス<br>利用型 |
|-------------------|---------------|---------------|
| 都基本額              |               |               |
| 区分6               | 9,480円        |               |
| 区分5               | 7,500円        |               |
| 区分4               | 6,390円        | 4,470円        |
| 区分3               | 5,810円        |               |
| 区分2               | 4,470円        |               |
| 区分1以下             | 3,220円        | 3,220円        |
| 個人ヘルプ             | 4,470円        | -             |
| 加算                |               |               |
| 夜間加算              |               | 991円          |
| 通過型加算             |               | 926円          |
| 減算                |               |               |
| 計画未作成減算           | 3か月未満         | 1,560円        |
|                   | 3か月以上         | 2,600円        |
| 大規模減算             |               | 260円          |
| サービス提供<br>職員欠如減算  | 3か月未満         | 1,560円        |
|                   | 3か月以上         | 2,600円        |
| サービス管理<br>責任者欠如減算 | 5か月未満         | 1,560円        |
|                   | 5か月以上         | 2,600円        |
| 身体拘束廃止未実施減算       |               | 60円           |

$$\text{基本額} ( \text{都1} - \text{国1} ) + \text{夜間加算} ( \text{都2} - \text{国2} ) + \text{都加算} \text{都3}$$

↑ (都) より (国) の方が大きい場合、(都) - (国) は 0円 となります。 ※ 都夜間加算は、国の夜間支援等体制加算(Ⅰ)または(Ⅱ)の届出をもって認定する

※見直し後の報酬算定シートは後日お示しします。

## 報酬算定イメージ <現行(見直し前)>

### 【算定シートについて】

- 事業所や利用者の基本情報を入力いただくことで、利用者の月額報酬が概ね算定できるシートです。
- クリーム色のセルにのみ単価等を入力して下さい。
- 青色のセルは自動計算されます。

### 【算定例】

事業所・・・外部サービス利用型、職員配置4:1、23区内に所在(1級地)  
 夜間支援は、5人支援体制で夜間(Ⅰ)が20日、夜間(Ⅱ)が10日  
 利用者・・・障害支援区分 区分3 利用日数 30日

### 基本部分

| 都1(都基本額×都基準日数)        |                      | 都単価 a | 日数 b | 金額 c(=a×b) |         |
|-----------------------|----------------------|-------|------|------------|---------|
| 内 訳 項 目               | 計 算                  |       |      |            |         |
| 都基本単価(基準額)            | I                    | 4,470 | 30   | ¥          | 134,100 |
| 計画未作成減算               | II ※減算適用期間により単価が異なる  | 1,560 | 0    | ¥          | -       |
| サービス提供職員欠如減算          | III ※減算適用期間により単価が異なる | 1,560 | 0    | ¥          | -       |
| サービス管理責任者欠如減算         | IV ※減算適用期間により単価が異なる  | 1,560 | 0    | ¥          | -       |
| 大規模減算                 | V                    | 260   | 0    | ¥          | -       |
| 身体拘束廃止未実施減算           | VI                   | 60    | 0    | ¥          | -       |
| 合計 (I-II-III-IV-V-VI) |                      |       |      | ¥          | 134,100 |

| 国1(国給付費(夜間、処遇改善、受託居宅介護部分は除外)×利用日数) |                 | 国単位 a' | 日数 b | サービス単位 c'(=a'×b) |        |
|------------------------------------|-----------------|--------|------|------------------|--------|
| 内 訳 項 目                            | 計 算             |        |      |                  |        |
| 国単位合計 ①                            | ②+③+・・・+⑳       |        |      |                  | 7,470  |
| 共同生活援助サービス費                        | ②               | 242    | 30   |                  | 7,260  |
| 福祉専門職員等配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)               | ③               | 7      | 30   |                  | 210    |
| 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算                   | ④               | 41     | 0    |                  | 0      |
| 看護職員配置加算                           | ⑤ ※⑮、⑯、⑰、⑱と併用不可 | 70     | 0    |                  | 0      |
| 夜間支援等体制加算(Ⅲ)                       | ⑥               | 10     | 0    |                  | 0      |
| 重度障害者支援加算                          | ⑦               | 360    | 0    |                  | 0      |
| 日中支援加算(Ⅰ)                          | ⑧               | 0      | 0    |                  | 0      |
| 日中支援加算(Ⅱ)                          | ⑨               | 0      | 0    |                  | 0      |
| 自立生活支援加算                           | ⑩               | 500    | 0    |                  | 0      |
| 入院時支援特別加算                          | ⑪ ※⑫と併用不可       | 0      | 1    |                  | 0      |
| 帰宅時支援加算                            | ⑫ ※⑬と併用不可       | 0      | 1    |                  | 0      |
| 長期入院時支援特別加算                        | ⑬ ※⑩と併用不可       | 76     | 0    |                  | 0      |
| 長期帰宅時支援加算                          | ⑭ ※⑪と併用不可       | 25     | 0    |                  | 0      |
| 医療連携体制加算(Ⅰ)                        | ⑮ ※⑤、⑯、⑰と併用不可   | 500    | 0    |                  | 0      |
| 医療連携体制加算(Ⅱ)                        | ⑯ ※⑤、⑰、⑱と併用不可   | 250    | 0    |                  | 0      |
| 医療連携体制加算(Ⅲ)                        | ⑰ ※⑤と併用不可       | 500    | 0    |                  | 0      |
| 医療連携体制加算(Ⅳ)                        | ⑱ ※⑭、⑮と併用不可     | 100    | 0    |                  | 0      |
| 医療連携体制加算(Ⅴ)                        | ⑲ ※⑤と併用不可       | 39     | 0    |                  | 0      |
| 地域生活移行個別支援加算                       | ⑳ ※㉑と併用不可       | 670    | 0    |                  | 0      |
| 精神障害者地域移行特別加算                      | ㉑ ※㉒と併用不可       | 300    | 0    |                  | 0      |
| 強度行動障害者地域移行特別加算                    | ㉒ ※⑦と併用不可       | 300    | 0    |                  | 0      |
| 通勤者生活支援加算                          | ㉓               | 18     | 0    |                  | 0      |
| 単位数単価(1単位当たりの単価(円)) ㉔              |                 |        |      |                  | 11.60  |
| 合計(=①×㉔)                           |                 |        |      | ¥                | 86,652 |

夜間部分

| 都2(都夜間加算×都基準日数)     |                         |        |      |                  |        |
|---------------------|-------------------------|--------|------|------------------|--------|
| 内 訳 項 目             | 計 算                     | 都単価 a  | 日数 b | 金 額 c(=a×b)      |        |
| 都夜間加算               |                         | 991    | 30   | ¥                | 29,730 |
|                     |                         |        | 合計   | ¥                | 29,730 |
| 国2(国夜間加算×利用日数)      |                         |        |      |                  |        |
| 内 訳 項 目             | 計 算                     | 国単位 a' | 日数 b | サービス単位 c'(=a'×b) |        |
| 国単位(夜間分)合計 ㉔        |                         |        |      |                  | 6,280  |
| 夜間支援等体制加算(Ⅰ)        | 夜間支援の形態、支援対象者数により単位が変わる | 269    | 20   |                  | 5,380  |
| 夜間支援等体制加算(Ⅱ)        |                         | 90     | 10   |                  | 900    |
| 単位数単価(1単位当たりの単価(円)) |                         |        |      |                  | 11.6   |
|                     |                         |        | 合計   | ¥                | 72,848 |

都(通過型加算)

| 都3(都通過型加算×都基準日数) |     |    | 都単価 a | 日数 b | 金額 c(=a×b) |
|------------------|-----|----|-------|------|------------|
| 内 訳 項 目          | 計 算 |    |       |      |            |
| 都通過型加算           |     |    | 926   | 0    | ¥ -        |
|                  |     | 合計 |       |      | ¥ -        |

国(受託居宅介護サービス費)

| 国(受託居宅介護サービス費)      |                                                            |     | 国単位 a' | 頻度 b  | サービス単位 c'(=a'×b) |
|---------------------|------------------------------------------------------------|-----|--------|-------|------------------|
| 内 訳 項 目             |                                                            | 計 算 |        |       |                  |
| 国(受託居宅介護サービス費)合計 ㉔  |                                                            |     |        |       | 1,900            |
| 国(受託居宅介護サービス費) イ    | ○利用時間によって単位は変わりますので現在入力されている国単位は参考です<br>○介護サービス包括型は算定できません | 95  | 20     | 1,900 |                  |
| 国(受託居宅介護サービス費) ロ    |                                                            | 191 | 0      | 0     |                  |
| 国(受託居宅介護サービス費) ハ    |                                                            | 260 | 0      | 0     |                  |
| 国(受託居宅介護サービス費) ニ    |                                                            | 557 | 0      | 0     |                  |
| 単位数単価(1単位当たりの単価(円)) |                                                            |     |        |       | 11.6             |
|                     |                                                            |     |        | 合計    | ¥ 22,040         |

国(福祉・介護職員処遇改善加算等)

| 国(福祉・介護職員処遇改善加算等)   |  |               |  |        |       |                  |
|---------------------|--|---------------|--|--------|-------|------------------|
| 内 訳 項 目             |  | 計 算           |  | 国単位 a' | 加算率 b | サービス単位 c'(=a'×b) |
| 国単位(福祉・介護職員処遇改善加算等) |  | (①+㉔+㉕) × 加算率 |  | 15,650 | 6.9%  | 1,080            |
| 単位数単価(1単位当たりの単価(円)) |  |               |  |        |       | 11.6             |
|                     |  |               |  |        | 合計    | ¥ 12,528         |

| 項 目               | 内 容                      | 金 額       |
|-------------------|--------------------------|-----------|
| 国1                | 国報酬(夜間、処遇、受託除く)          | ¥ 86,652  |
| 都1－国1             | 差し引き都加算負担分               | ¥ 47,448  |
| 国2＋(都2－国2)または国2   | 差し引き都夜間加算負担分(または国夜間加算のみ) | ¥ 72,848  |
| 都3                | 都通過型分                    | ¥ -       |
| 国(受託居宅介護サービス費)    | 国報酬(受託居宅介護サービス費)         | ¥ 22,040  |
| 国(福祉・介護職員処遇改善加算等) | 国報酬(福祉・介護職員処遇改善加算等)      | ¥ 12,528  |
| 法人収入額             |                          | ¥ 241,516 |

# 「障害者グループホーム支援事業」(都加算) 見直しの概要

## ■ 目的

事業者のサービスの質の向上に向けた取組を適正に評価する補助制度とすることで、都内事業者全体のサービスの質の向上を促す。

## ■ 主な見直しの項目

- ① **国加算の実報酬化**（国加算を取得する事業者の努力を評価）  
これまで、国加算を取得すると、その分都加算が減額される算定方法でしたが、国加算の有無が都加算額に影響しない算定方法に改めることで、事業者の努力により国加算を取得した場合に、それがそのまま収入増となるように見直します。
- ② **障害支援区分ごとの単価の再設定**（重度の利用者を支援する事業者の努力を評価）  
障害支援区分が高い利用者を受け入れている事業者の都加算額が従前より高くなるように、障害支援区分に応じた都基本額に再設定することで、より重度の利用者を支援する事業者の努力を補助額に反映します。
- ③ **職員配置に応じた単価の設定**（職員配置を厚くしている事業者の努力を評価）  
これまで、職員配置体制にかかわらず同一の単価となっていましたが、職員配置に応じて2段階の単価を設定する方式に改め、職員配置を厚くしている事業所がより高い補助額を受け取れる制度とします。
- ④ **利用者不在時の単価の設定**（介護等の支援量に応じて単価を設定）  
利用者が帰宅や入院等によりグループホームに不在の場合、グループホーム内で行う支援に比べて介護等の支援量が減るため、国基本報酬が算定されない場合の単価を設定します。
- ⑤ **精神科医療連携体制加算の創設**（精神科医療との連携を評価）  
精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備して支援を行っている事業所を評価する新たな加算を創設します。

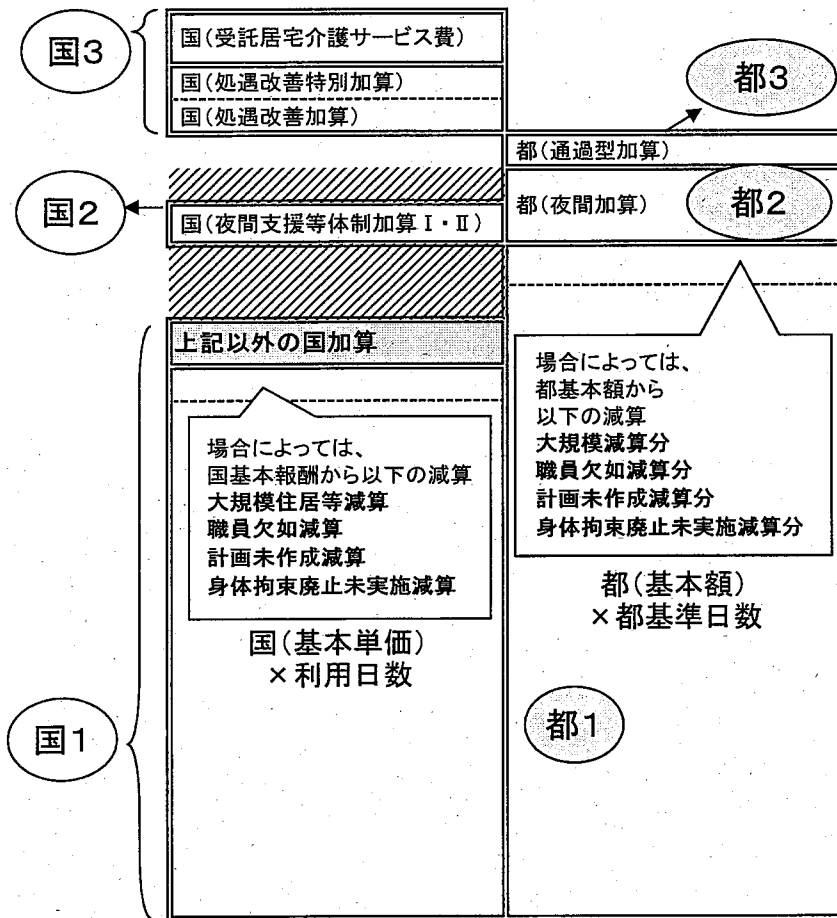
## ■ 補助要件の新設

- ① 3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。
- ② 年に1回、当該グループホームの従事者が外部研修等を受講すること。

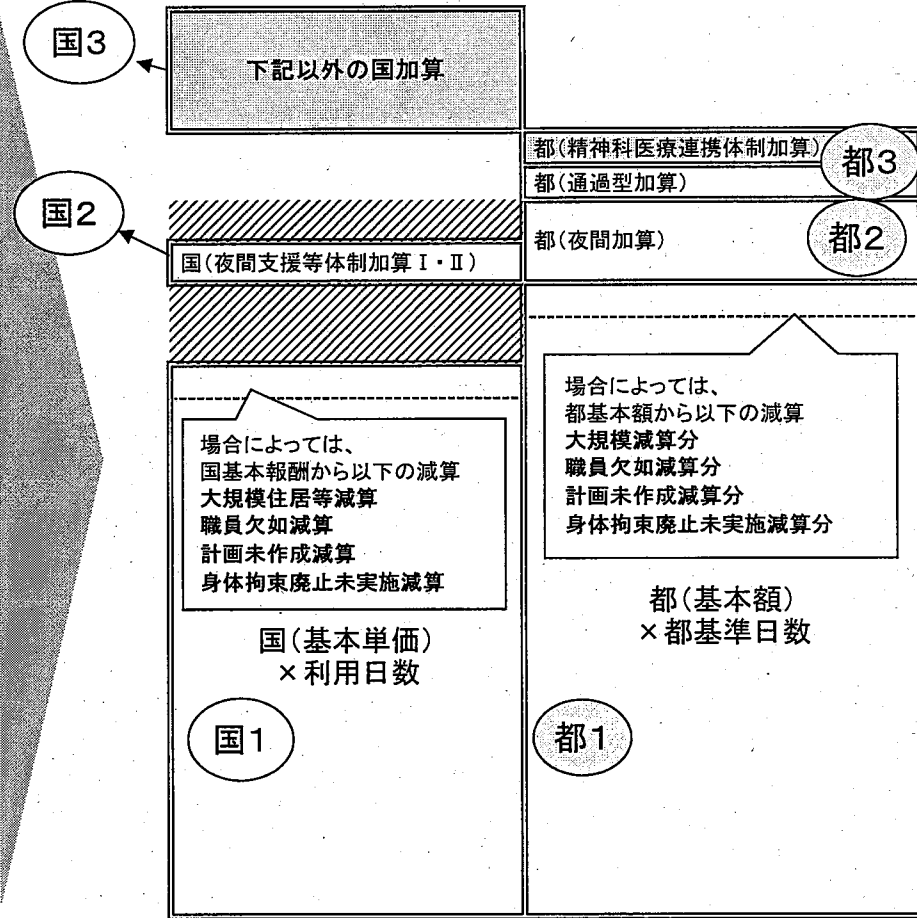


# 都加算制度 算定方法の見直し

## 現行



## 見直し後



障害支援区分  
や  
職員配置  
により  
都基本額を  
再設定

$$\text{基本額} ( \text{都1} - \text{国1} ) + \text{夜間加算} ( \text{都2} - \text{国2} ) + \text{都加算} \text{都3} + \text{国加算} \text{国3}$$

↑ 都より国の方が大きい場合、都 - 国 は 0円 となります。

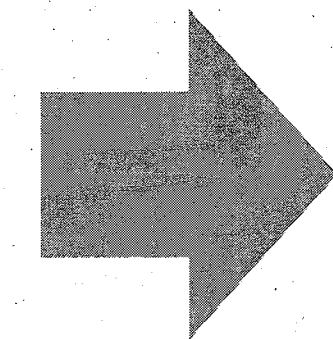
# 現行及び見直し後の単価表（抜粋）

## <現行>

【国基本報酬+国加算】と都基本額の差を支援

| 項目   |           | 単価    |        |
|------|-----------|-------|--------|
| 都基本額 | 介護サービス包括型 | 区分6   | 9,480円 |
|      |           | 区分5   | 7,500円 |
|      |           | 区分4   | 6,390円 |
|      |           | 区分3   | 5,810円 |
|      |           | 区分2   | 4,470円 |
|      |           | 区分1以下 | 3,220円 |
|      |           | 個人ヘルプ | 4,470円 |
|      |           |       |        |
|      | 外部サービス利用型 | 区分2以上 | 4,470円 |
|      |           | 区分1以下 | 3,220円 |
| 加算   | 夜間加算      |       | 991円   |
|      | 通過型加算     |       | 926円   |

※都基本額、加算は日額



## <見直し内容>

- ①国加算を都基本額から差し引かなくなる分、減額
  - ②障害支援区分の重さに応じて都加算額を再設定
  - ③職員配置が厚い事業所の都加算額が厚くなるように、人員配置区分に応じた単価を新たに設定
  - ④介護等が行われない入院・外泊時等の単価を新たに設定
  - ⑤精神科医療連携体制加算を創設
- ※第三者評価受審経費の補助を計上

## <見直し後>

国基本報酬と都基本額の差を支援

※国加算はそのまま事業者の収入になります。

| 項目      |             |                   | 新単価     |        |
|---------|-------------|-------------------|---------|--------|
| 【新】都基本額 | 介護サービス包括型   | 区分6               | 4:1、体験型 | 9,570円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 8,670円 |
|         |             | 区分5               | 4:1、体験型 | 7,770円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 7,060円 |
|         |             | 区分4               | 4:1、体験型 | 6,640円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 5,930円 |
|         |             | 区分3               | 4:1、体験型 | 5,450円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 4,740円 |
|         |             | 区分2               | 4:1、体験型 | 4,190円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 3,480円 |
|         |             | 区分1以下             | 4:1、体験型 | 3,040円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 2,530円 |
|         |             | 個人ヘルプ             | 4:1、体験型 | 4,190円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 3,480円 |
|         |             | 国基本報酬無<br>(区分2以上) | 4:1、体験型 | 4,190円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 3,480円 |
|         |             | 国基本報酬無<br>(区分1以下) | 4:1、体験型 | 3,040円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 2,530円 |
|         | 外部サービス利用型   | 区分2以上             | 4:1、体験型 | 4,190円 |
|         |             |                   | 5:1、6:1 | 3,480円 |
| 区分1以下   |             | 4:1、体験型           | 3,040円  |        |
|         |             | 5:1、6:1           | 2,530円  |        |
| 加算      | 夜間加算        |                   | 991円    |        |
|         | 通過型加算       |                   | 926円    |        |
|         | 精神科医療連携体制加算 |                   | 330円    |        |

※都基本額、加算は日額

※都基本額の単価には第三者評価受審経費の補助を含んでいる

日中サービス支援型単価(案)イメージ

<1給地(区部)の例>

| 配置  | 区分    | 日中サービス支援型(日中外出) |               |               |                | 日中サービス支援型    |               |               |                |
|-----|-------|-----------------|---------------|---------------|----------------|--------------|---------------|---------------|----------------|
|     |       | 国報酬<br>単位(a)    | 国報酬額(b)<br>※1 | 都加算額(c)<br>※2 | 合計(d)<br>(b+c) | 国報酬<br>単位(a) | 国報酬額(b)<br>※1 | 都加算額(c)<br>※2 | 合計(d)<br>(b+c) |
| 3対1 | 区分6   | 904             | 10,486        | 1,903         | 12,389         | 1,098        | 12,736        | 1,903         | 14,639         |
|     | 区分5   | 788             | 9,140         | 1,425         | 10,565         | 982          | 11,391        | 1,425         | 12,816         |
|     | 区分4   | 707             | 8,201         | 1,223         | 9,424          | 901          | 10,451        | 1,223         | 11,674         |
|     | 区分3   | 620             | 7,192         | 1,031         | 8,223          | 717          | 8,317         | 1,031         | 9,348          |
|     | 区分2   | 456             | 5,289         | 803           | 6,092          |              |               |               |                |
|     | 区分1以下 | 397             | 4,605         | 233           | 4,838          |              |               |               |                |
| 4対1 | 区分6   | 820             | 9,512         | 1,903         | 11,415         | 1,014        | 11,762        | 1,903         | 13,665         |
|     | 区分5   | 704             | 8,166         | 1,425         | 9,591          | 898          | 10,416        | 1,425         | 11,841         |
|     | 区分4   | 622             | 7,215         | 1,223         | 8,438          | 816          | 9,465         | 1,223         | 10,688         |
|     | 区分3   | 536             | 6,217         | 1,031         | 7,248          | 633          | 7,342         | 1,031         | 8,373          |
|     | 区分2   | 371             | 4,303         | 803           | 5,106          |              |               |               |                |
|     | 区分1以下 | 321             | 3,723         | 233           | 3,956          |              |               |               |                |
| 5対1 | 区分6   | 769             | 8,920         | 1,583         | 10,503         | 963          | 11,170        | 1,583         | 12,753         |
|     | 区分5   | 652             | 7,563         | 1,307         | 8,870          | 846          | 9,813         | 1,307         | 11,120         |
|     | 区分4   | 571             | 6,623         | 1,093         | 7,716          | 765          | 8,874         | 1,093         | 9,967          |
|     | 区分3   | 485             | 5,626         | 901           | 6,527          | 582          | 6,751         | 901           | 7,652          |
|     | 区分2   | 321             | 3,723         | 673           | 4,396          |              |               |               |                |
|     | 区分1以下 | 277             | 3,213         | 234           | 3,447          |              |               |               |                |

※1 実際の国報酬額(b)は、

国報酬単位(a)×地域区分ごとの単位数単価(3ページ)

になります。

※2 地域区分ごとの都加算額は、後日お示しします。

## 【新都加算】 精神科医療連携体制加算

### ■ 創設の目的

精神科病院退院患者の受け入れ促進や、地域生活継続のために利用者の状態安定化を図ることを目的として、精神科医療との十分な連携を行える体制を整備している事業所を評価する加算を創設する。

### ■ 補助要件(案)

- ①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。
  - ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている（精神保健福祉士等の有資格者）  
※常勤、非常勤ともに可。通過型の専従世話人として配置されている者でも可（加配不要）。  
※専門職を配置する時間数は、医療機関等との連携をとるのに十分な時間とすること。  
※保健師、看護師、准看護師、介護福祉士は対象の資格になりません。
  - ・看護職員配置加算、医療連携体制加算（V）を算定できる事業所として都に届け出ていない
- ②月1回以上、当該利用者を支援する精神科医療機関との連携を行い、記録を保存しておく。（最低5年間）  
※支援会議出席、通院同行、通院支援、電話連絡等
- ③利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行う。

### ■ 届出方法(案)

【届出時期】 毎月15日締め切り ⇒ 翌月1日より算定可 （届出受付開始は平成30年11月頃を予定）  
【届出様式】 次ページ様式案のとおり

### ■ 算定方法(案)

精神障害者として支給決定を受けている者に対し、月ごとに、都加算単価に算定日数を乗じた額を加算する。

【都加算単価】 330円/日  
【算定日数】 都基準日数（入院、外泊時等も算定可）

# 様式案

受付番号

都使用欄です。何も記載しないでください。

## 精神科医療連携体制加算に係る届出書(案)

届出を行う年月日を記載してください。

年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

所在地

届出者 名 称

代表者職・氏名

印

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

1又は2に○を付けてください。

|       |                   |                 |          |
|-------|-------------------|-----------------|----------|
| 異動区分  | 1 新規      2 終了    |                 |          |
| 異動年月日 | 平成    年    月    日 |                 |          |
| 事業所   | フリガナ<br>事業所名称     |                 |          |
|       | 主たる事業所の所在地        | (郵便番号    -    ) |          |
|       |                   | (ビルの名称等)        |          |
|       | 事業所番号             |                 | 主たる対象    |
|       | 看護職員配置加算の届出       | 1 届出有           | 2 届出無    |
|       | 医療連携体制加算(V)の届出    | 1 届出有           | 2 届出無    |
| 専門職   | 氏 名               | 資格名             | 兼務している職種 |
|       |                   |                 |          |
|       |                   |                 |          |

<新規の場合>

算定を開始する年月日を記載してください。

毎月15日締め切りで翌月1日から算定可能です。

(例) 届出年月日 平成30年5月15日 ⇒ 異動年月日 平成30年6月1日

届出年月日 平成30年5月16日 ⇒ 異動年月日 平成30年7月1日

<終了の場合>

算定要件を満たさなくなった年月日を記載してください。

看護職員配置加算、医療連携体制加算(V)を届け出ている事業所は、当該加

必要に応じて行を追加して使用してください。

対象となる資格は、原則として、精神保健福祉士です。

※以下は対象の資格になりません。

・保健師 ・看護師 ・准看護師

(↑看護職員配置加算、医療連携体制加算(V)の対象となるため)

・介護福祉士 (←主に身体介護の技術を評価する資格のため)

添付書類

- 1 専門職の資格証
- 2 職員配置状況確認調査票
- 3 その他必要な書類

## 補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

### ■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の**受審を完了した月の翌月1日**を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：**評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月**

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。  
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

### ■ 平成30年3月31日までに指定を受けている事業所

・**平成32年度までは、経過措置期間**として、福祉サービス第三者評価を受審していなくても、都加算の補助要件を満たしているものとみなします。**この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。**

・平成32年度に受審する事業所が集中した場合、対応可能な評価機関を見つけるのが困難になったり、評価調査や取りまとめ等に時間がかかり、平成32年度末までに受審が完了しないという事態が起きる可能性がありますので、計画的な受審をお願いします。平成32年度末までに受審が完了しなかった場合は、原則として、平成33年4月から受審を完了した月までの分の都加算が支払われません。

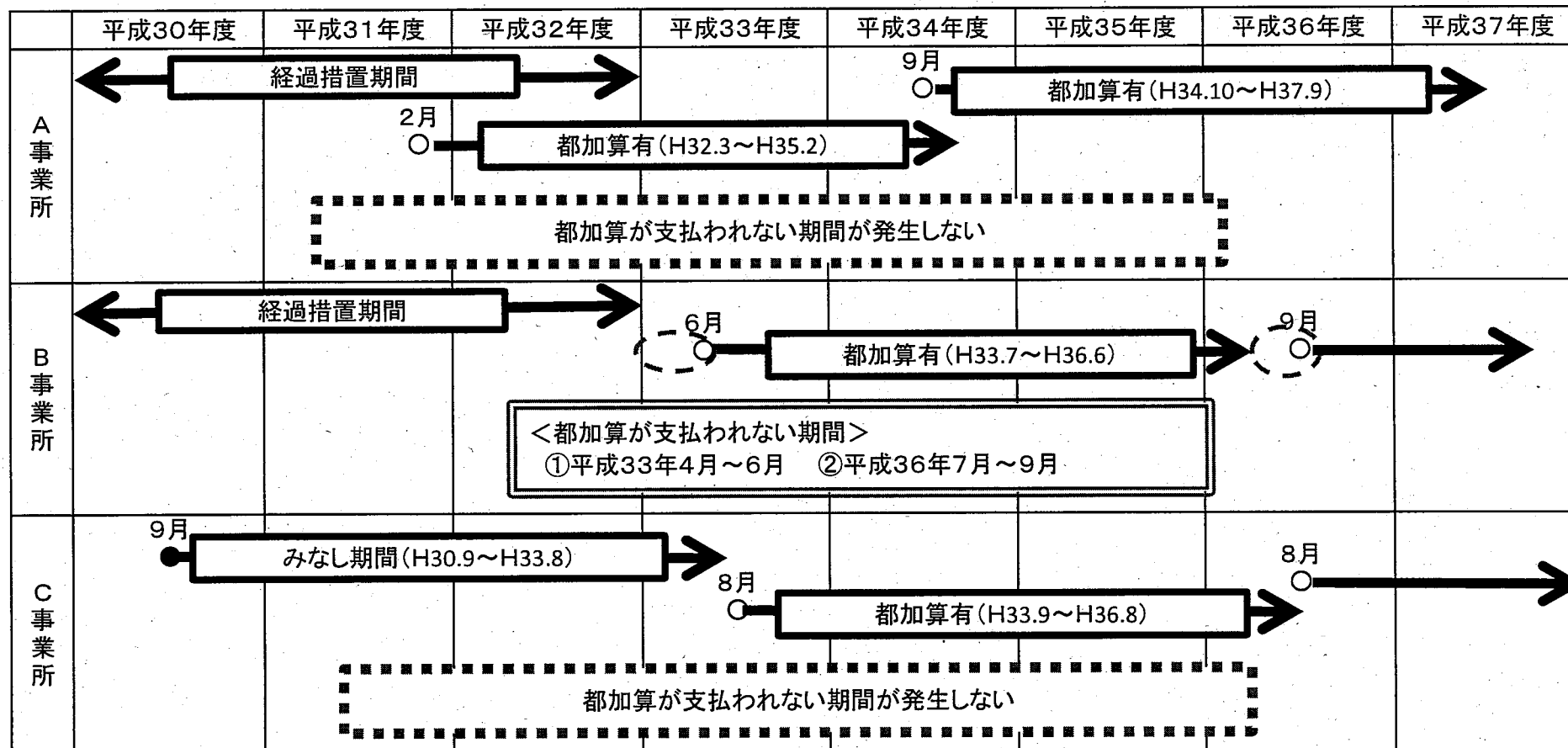
### ■ 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

・当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。  
この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。  
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

### ■ その他

新たな都基本額には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

# 補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月    ● … 当初指定月

## 補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

### ■ 要件の詳細

- ①前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。
- ②ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。
- ③受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

### ■ 定義

- ・「一定数」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）
- ・「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修 又は 外部講師による法人内研修  
【研修内容】主として障害理解に関する研修  
※原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。
  - ・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理者研修、料理教室、感染症対策研修等）
  - ・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修、介護保険法勉強会など）
- ・「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）など

### ■ 留意事項

- ・外部研修等の受講者が一定数に達しない場合、**翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。**  
（都加算の支払いがない年度に外部研修等の受講者が一定数に達しても、原則として都加算の支払いは翌年度に再開となります。）
- ・平成31年度から、都の委託事業によって、グループホーム従事者向けの研修を開催する予定ですので、そちらの受講もご検討ください。

### ■ 平成31年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成31年度までは、経過措置期間として、前年度の外部研修等受講状況によらず、当該補助要件を満たしているものとみなします。  
**平成31年度中に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。**  
（平成31年度中に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、平成32年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

### ■ 平成31年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。  
当初指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。  
（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）



## 補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

|      | 状況                                                                            | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|------------------|
| A事業所 | ・指定年月日:<br>平成30年度以前<br>・定員:25名<br>⇒平成31年10月<br>定員32名に増<br>⇒平成32年6月<br>定員30名に減 |        |        |        | 都加算有<br><br>都加算有 |
| B事業所 | ・指定年月日:<br>平成30年度以前<br>・定員:32名                                                |        |        |        | 都加算無<br><br>都加算有 |
| C事業所 | ・指定年月日:<br>平成30年度<br>・定員:5名                                                   |        |        |        | 都加算有<br><br>都加算有 |
| D事業所 | ・指定年月日:<br>平成31年度以降<br>・定員:7名                                                 |        |        |        | 都加算有<br><br>都加算有 |

○ … 外部研修等受講月

● … 当初指定月

# <よくあるご質問と回答をまとめました>

| NO. | 項目                   | 問い                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 基本                   | 今回の見直しの基本的な考え方について詳しく知りたい。                                               | <p>都内グループホームの利用定員は増加し続けており、利用者の障害支援区分については年々重度化が進んでいます。今回の見直しは、重度の障害者の受入れやサービスの質の向上への事業者の取組を促進することを目的としています。</p> <p>具体的には、質の向上のための国加算を取得した場合には、その加算額が事業者の収入に直接反映される仕組みに改めるとともに、障害支援区分ごとに設定している都加算額について、より重度の区分を手厚く設定したほか、世話人の配置について、4対1の人員配置とした場合に、都加算額が増加するように設定しました。</p> <p>併せて、精神障害者の受入れに当たり精神科医療との連携体制を確保するための加算を創設したほか、帰宅や入院によりグループホームを利用しない場合には、食事の介護などの直接的なサービスは行わないため、世話人の配置に要する経費相当となるように見直しました。</p> |
| 2   | 基本                   | 国基本報酬の算定がない場合の単価の考え方について知りたい。                                            | <p>国報酬では、利用者が不在の日には基本報酬額は算定できないこととなっています。都は、従来、帰宅や入院によりグループホームを利用しない方についても、グループホーム利用する場合と同額の加算を行っていましたが、利用者が不在の場合には、食事の介護などの直接的なサービスは行わないため、世話人の配置に要する経費相当額となるように見直しました。</p> <p>なお、国基本報酬は、曜日や祝祭日に関係なく、丸一日グループホームに不在だった日に限り算定できません。よって、土曜日の午前中に帰宅し、日曜日にグループホームに戻った場合は、両日ともに基本報酬が算定できます。</p>                                                                                                                    |
| 3   | 基本                   | 基本報酬について、国費が算定されない場合の単価が設定されたが、夜間加算、通過型加算に影響はあるのか。                       | <p>今回の見直しでは、夜間加算、通過型加算は変更ありません。<br/>(単価×基準日数で算定してください)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4   | 【都加算】<br>精神科医療連携体制加算 | 精神科医療連携体制加算について、「精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職」とは有資格者の配置が必須か。               | <p>有資格者(社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理士等)の配置を必須とします。なお、看護職員配置加算、医療連携体制加算(V)の対象となる看護職員は対象として想定しません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5   | 【都加算】<br>精神科医療連携体制加算 | 精神科医療連携体制加算について、事業所の利用者全員が算定可能か。また、算定は医療連携を行った日に限られるのか。                  | <p>精神科医療連携体制加算について都に届け出ている事業所のうち、受給者証に「精神障害者」として記載がある利用者は全ての方が加算対象となります。また、月に1回以上連携を行っていれば、連携を行っていない日であっても基準日数分算定が可能です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6   | 【都加算】<br>精神科医療連携体制加算 | 精神科医療連携体制加算について、連携の内容はメール等の連絡でもよいのか。また、精神科以外の診療科との連携も算定要件を満たしていると考えられるか。 | <p>利用者の状況や支援の内容によっては、電話、メール、FAXでも結構です(一方向的な連絡でなく双方向的な情報交換、指示、助言などの連携が必要です)。なお、精神科以外の診療科目への受診等は、加算の趣旨を鑑みて、算定要件の対象になりません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7   | 【都加算】<br>精神科医療連携体制加算 | 精神科医療連携体制加算について、医療機関との連携は専門職が必ず行わなければならないのか。また、月1回以上というのは、全利用者についてか。     | <p>原則として、専門職の方が行ってください。専門職でない方が行う場合は、専門職の方の指示に基づいて行っていただき、専門職の方が状況を把握できるよう情報を共有してください。<br/>また、当該加算を算定する全利用者に対して、月1回以上の連携を行ってください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| NO. | 項目                                      | 問い                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 第三者評価                                   | 第三者評価の受審は「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」でよいのか。                                                                             | 結構です。                                                                                                                                                                                  |
| 9   | 第三者評価                                   | 第三者評価の受審経費の補助はどうなっているのか。通所系の事業所と異なるのはなぜか。                                                                         | 第三者評価受審経費の補助については、利用者一人一人の加算単価に含まれています。通所系事業所に対する補助とは、補助形式が事業所単位ではなく利用者単位であることなどから、異なる取り扱いとしました。<br>第三者評価の受審経費は、利用者の数などによって変動することから、事業所により幅が出てくることが予想されます。早めに経費を見積もっていただき、ご準備をお願い致します。 |
| 10  | 第三者評価                                   | 第三者評価の受審は、都や区市町村が行う実地検査の代わりとなるのか。                                                                                 | 第三者評価は、事業を運営する事業者が、自ら提供するサービスの質の評価を行い良質かつ適切なサービスを提供することを促す目的であり、都や区市町村が行う実地検査は、法令に定める最低基準等の遵守状況について検査を行い、法人・施設等の適切な運営、サービスの質の確保を図るものであり、その目的が異なるため、第三者評価の受審は実地検査の代わりとはなりません。           |
| 11  | 研修                                      | 外部研修等受講について、毎年、同一人物が同一研修を受けてもよいのか。                                                                                | サービス提供に関わるより多くの職員が、グループホームの運営や支援に関する知識を習得できるよう、計画的に受講者や受講内容を検討してください。                                                                                                                  |
| 12  | 研修                                      | 外部研修等受講について、非常勤(パート)でもよいのか。                                                                                       | 研修で得た知識を職場内の伝達研修などで活用することも検討していただきたいため、常勤・非常勤は問いませんが、職場において中心的役割、指導的役割を担う職員の方が優先的に受講していただくようお願い致します。                                                                                   |
| 13  | 【国費】<br>日中サービス支援型                       | 日中サービス支援型共同生活援助を行った場合、都加算はどうなりますか。                                                                                | 「障害者グループホーム国報酬・都加算見直しの概要について(改訂版)」資料P37を参照してください。その他詳細につきましてはお問合せください。                                                                                                                 |
| 14  | 【国費】<br>精神障害者地域移行特別加算                   | 当該加算の対象者が入居してから、加算を算定できる体制を整えて都に届け出た場合、適用開始日以降に当該対象者について当該加算を算定してよいのか。それとも、受け入れ時に既に体制を整えて都に届出ていなければならないのか。        | 届出が対象利用者受入後であっても、適用開始年月日後に当該利用者について算定の開始が可能です。                                                                                                                                         |
| 15  | 【国費】<br>精神障害者地域移行体制加算                   | 有資格者は世話人でよいのか。                                                                                                    | 有資格者による個別支援計画の作成が必要なため、サービス管理責任者が有資格者の必要があります。                                                                                                                                         |
| 16  | 【国費】<br>精神障害者地域移行体制加算                   | 「精神病院に1年以上入院していた精神障害者で退院してから1年以内の者に対し」となっているが、入院の1年は過去の入院でもよいのか。                                                  | 過去の入院でも結構ですが、平成30年4月以降に退院した方が要件となります。長期入院者に対しての地域移行を評価するため、入院1年以上とは通算ではなく連続1年以上となります。また退院した日から起算して1年間の算定です。                                                                            |
| 17  | 【国費】<br>地域生活移行個別支援特別加算<br>精神障害者地域移行特別加算 | 地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は精神障害者地域移行特別加算を算定できないとあるが、一人の利用者について同時算定できないだけであって、事業所として両方届け出て、異なる利用者についてそれぞれ算定しても構わないのか。 | 一人の利用者について同時算定することはできませんが、同一事業所他利用者であれば同時算定は可能です。                                                                                                                                      |

| NO. | 項目                                  | 問い                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                         |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18  | 【国費】<br>看護職員配置加算<br>医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ) | 医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は、看護職員配置加算を算定している場合、算定しないとなっている。医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定の該当となっている方については、当該日に看護職員配置加算を算定しなければ、その他の日は看護職員配置加算を算定してもよいか、それとも、看護職員配置加算を算定している事業所では医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定できないのか。 | 看護職員配置加算を算定している事業所は、医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定はできません。<br>(看護職員配置加算を算定しない日であっても、医療連携体制加算を算定はできません。) |
| 19  | 【国費】<br>看護職員配置加算                    | 看護職員の範囲はどの資格になるか。                                                                                                                                                                | 保健師、看護師、准看護師の資格が必要です。                                                                      |

# Ⅲ その他の事項について

# 都補助制度について

| 名称    | 内容                              | 対象          | 基準額及び対象経費                     | 支弁額                                                                     | 窓口                                                    |
|-------|---------------------------------|-------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 運営費加算 | グループホームを運営するため国給付費+上乗せ分あり       | グループホーム     | 運営法人                          | P30「都加算について」を参照                                                         | 同 左                                                   |
|       |                                 | 家賃助成費       | 利用者ごと<br>(知的障害者及び身体障害者等)      | 利用者の所得(月額) 基準額<br>(1)73,000円未満 24,000円<br>(2)73,000円以上97,000円未満 12,000円 | 基準額または家賃のうち低い額<br>(特定障害者特別給付費の対象者は、当該給付費を控除した額を限度とする) |
|       |                                 | 施設借上費       | 運営法人<br>(精神障害者)               | 居室の家賃等<br>69,800円                                                       |                                                       |
| 経開設補助 | グループホームを始めるための補助<br>※開設後に1回限り補助 | 家屋<br>借り上げ費 | 運営法人<br>(主たる対象者が知的障害者・身体障害者等) | 家屋借り上げにかかった礼金、仲介手数料<br>750,000円                                         | 基準額または実際にかかった経費のうち低い額×3/4                             |
|       |                                 | 開設準備<br>経 費 | 運営法人<br>(主たる対象者が知的障害者・身体障害者等) | グループホームを開設するのににかかった事務費(賃金、職員研修費)、物品購入費など<br>309,000円                    | 基準額または実際にかかった経費のうち低い額×3/4                             |
|       |                                 |             | 運営法人<br>(主たる対象者が精神障害者)        | グループホームを開設するのににかかった物品購入費など<br>309,000円                                  | 基準額または実際にかかった経費のうち低い額                                 |

# 東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金について

## (1) 補助対象

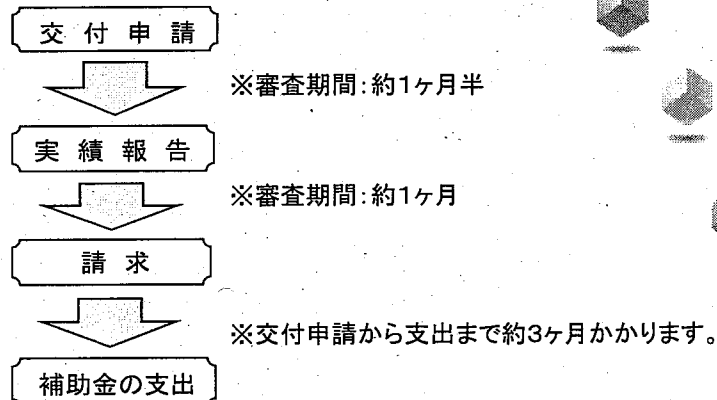
以下の3点を全て満たすユニット

- ① 新設または増設したユニット
- ② 知的障害者又は身体障害者、難病患者等を主たる対象とするユニット  
(精神障害者は区市町村窓口で行っているため除く)
- ③ 入居定員が4名以上のユニット

(※八王子市内のGHについては、八王子市に申請する)

## (2) 手続きの流れ

★ 対象法人には、メールにてお知らせします。



★ 複数法人からの申請を一括して処理するため、記載されている期間は目安です。

## (3) 補助までのスケジュール(平成30年度予定)

| 回数   | 開設月       | 交付申請締切      |
|------|-----------|-------------|
| 第1回目 | 4月～6月     | 平成30年8月31日  |
| 第2回目 | 7月～10月    | 平成30年12月14日 |
| 第3回目 | 11月～31年1月 | 平成31年1月25日  |
| 第4回目 | 31年2月～3月  | 平成31年3月15日  |

※ 詳細なスケジュールについては追ってご案内いたします。

## (4) 開設準備経費

### ① 補助額

基準額を309,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限: 231,750円)

### ② 補助対象経費

★ 管理事務費…開設前の職員(事務担当職員を除く)の給与(基本給のみ、原則開設日前日までの1ヵ月分)、研修費用

★ 初度調弁費…備品購入費、消耗品費(開設時に必要な分のみ)

※ 備品…家事の際に使用する電気製品や、共有スペースで利用者が使用できるもの。

(例) 冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、食器等

※ 消耗品…家事や洗濯の際に使用するものや、共有スペースで利用者が使用できるもの。

(例) 掃除用品、調理器具等

!! 以下のものについては、補助対象外ですのでご注意ください!!

- ・GH開設日以降に購入したもの
- ・利用者が居室等で個人的に利用するもの (例: 各居室のカーテン・エアコン、等)
- ・事務用品等法人が負担するべきもの (例: 事務用の文房具・パソコン・電話、等)
- ・他の補助金(施設整備費補助金、短期入所開設準備経費等補助金等)を利用して購入したもの
- ・レシート、領収書等で内訳がわからないもの
- ・ポイントが付与されたり値引きされたりした分
- ・その他補助対象とするのにふさわしくないもの

購入するときは、ポイントカードやクレジットカードを使用しないでください。

### ③ 必要書類

★ 管理事務費(世話人等の賃金、研修費用)

→世話人等と法人の間で交わされた雇用契約書(写)・給与明細(写)

★ 初度調弁費(消耗品費、備品購入費)

→法人あて領収書(写)・レシート(写)・明細書(写)

(レシートがない場合は、購入したものと金額がわかる表を添付してください。)

※契約額で税込30万円以上となる際は3者以上の複数見積もり等が必要になります。

(契約額は一品ずつの価格ではなく一般には領収書等の単位となります。)

※提出いただいた書類に関して説明資料を追加で求める場合がございます。

## (5) 家屋借上げ費

### ① 補助額

基準額を750,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限: 562,500円)

### ② 補助対象経費

★ 権利金(礼金)、仲介手数料のみ ※敷金は対象外です。

### ③ 必要書類

★ 法人あて領収書(写)

※領収書(写)に礼金・仲介手数料の個別の金額が記されて

★ 賃貸借契約書(写)

いない場合は、別途内訳書を作成してください。

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業（２）選択事業

### ア「グループホーム等防災対策助成事業」について

#### １ 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第５条第１５項に規定する共同生活援助を行う事業所及び法第５条第８項に規定する短期入所を行う事業所（以下「グループホーム等」という。）が、消防法令に定める基準、或いは基準以上の消防用設備等の設置をする場合や、地域を交えた防災訓練を開催する場合及びグループホーム等に勤務する従業者が防災に関する講習会等へ参加する場合に、区市町村がその費用の一部を補助することにより、より安全なグループホーム等の推進を図る。

#### ２ 補助対象事業

法第３６条第１項の規定に基づき東京都知事による指定を受けたグループホーム等が行う以下の事業

- ① 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等を設置する事業
- ② 消防・自治会等を交えた防災訓練を実施する事業
- ③ グループホーム等に勤務する従業者が防災に関する講義や実務講習のある講習会等へ参加する事業

#### ３ 事業の実施主体

共同生活援助のユニット又は短期入所の事業所が所在している区市町村

#### ４ 補助基準額

##### （１）消防用設備等助成

###### ① 共同生活援助事業所の場合

|                |          |         |
|----------------|----------|---------|
| １ユニット定員５人以下の場合 | １ユニット当たり | ２，３００千円 |
| １ユニット定員６人以上の場合 | １ユニット当たり | ２，９００千円 |

※短期入所を一体的に行う共同生活援助事業所の場合は、「１ユニット定員」を共同生活援助と短期入所の定員の合計とし、短期入所分も対象経費に含む。

###### ② 短期入所事業所の場合（①及び空床利用型の場合を除く）

|               |         |         |
|---------------|---------|---------|
| １事業所定員５人以下の場合 | １事業所当たり | ２，３００千円 |
| １事業所定員６人以上の場合 | １事業所当たり | ２，９００千円 |

##### （２）防災訓練開催経費助成

|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 補助基準額 | １件当たり | ４０，０００円 |
|-------|-------|---------|

##### （３）外部防災講習受講助成

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 補助基準額 | １人当たり | ５，０００円 |
|-------|-------|--------|

#### ５ 補助対象経費

##### （１）消防用設備等助成

グループホーム等が消防用設備等の整備に要した以下の経費など

- ・自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備の設置経費等

##### （２）防災訓練開催経費助成

グループホーム等が、消防・自治会等を交えた防災訓練を実施するにあたり、必要となる以下の経費など

- ・ポスター、レジュメ等の印刷代
- ・防災訓練を実施する場所の使用料
- ・講習会を催す場合の講師への謝金
- ・防災訓練に使用する消火器やその他消耗品等の購入経費

##### （３）外部防災講習受講助成

グループホーム等に勤務する従業者などが受講する、社会福祉施設等を対象とした防火実務講習会等への参加費用など

#### ６ 留意事項

- （１）当該補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合には、この補助事業の対象としない。
- （２）グループホーム等が一つの建物に他の事業所等と併設している場合には、グループホーム等に係る経費分のみを補助対象とする。
- （３）消防用設備等の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は補助対象外とする。

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話 ０３（５３２０）４１５１



## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### サ「障害者単身生活サポート事業」について

#### 1 事業の目的

地域での単身生活を希望する障害者（グループホーム入居者等）に対し、賃貸契約等による一般住宅、もしくはグループホームのサテライト型住居への入居に必要な支援を行うとともに、地域で安心して障害者が暮らすために、関係機関との連携を図りながら、夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

#### 2 補助対象

地域での単身生活を目指すグループホーム入居者及びグループホーム退去者

#### 3 事業内容

##### ① 障害者単身生活サポート助成

指定共同生活援助事業者又は地域活動支援センターⅠ型の事業実施機関による入居支援及び24時間の支援。

※実施にあたっては専従職員1名の配置が必要（ただし、本事業の支援業務に支障がないと認められるときは、他の支援業務に従事することができる。この場合、それぞれの支援業務に従事する時間及び業務内容を明確に区別するものとする。）。

##### 【主な業務の例】

- ・ 障害者への居住支援
- ・ 家主、地域住民への理解促進等
- ・ 医療機関との連携
- ・ 単身生活を行っているものと、これから行おうと考えている者の交流の場の設置
- ・ 障害者の受け入れに理解のあるオーナーなどから賃貸物件情報を収集・公開 など

##### ② 単身生活移行・定着支援助成

単身生活移行や定着に必要な直接支援（単身生活移行前後1年間）。

※ただし、通過型グループホーム入居者及び地域定着支援の支給決定を受けた者は対象から除く。

##### 【主な支援の例】

- ・ 調理の補助や栄養管理指導
- ・ 身の回りの清潔保持のための見守り
- ・ 就労先や就労支援機関との連絡調整
- ・ 金銭管理の支援 など

#### 4 事業の実施主体

- ① 事業所所在地の区市町村
- ② 支援対象者の実施機関である区市町村

#### 5 補助基準額

- ① 1カ所当たり 年額 7,039 千円を上限とする。
- ② 1人当たり 年額 317 千円を上限とする。

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話 03 (5320) 4151

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### ナ「グループホーム地域ネットワーク事業」について

#### 1 事業の目的

区市町村が選定する地域のグループホーム運営法人が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取り組みを行うことで、孤立化しやすい各グループホームの支援体制を強化し、質を向上させることを目的とする。

#### 2 補助対象事業

区市町村が選定したグループホーム運営法人が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、グループホームの質を向上させるための以下の事業活動に対して補助する。

##### （事業内容）

- 日常的な事例検討会の開催、研修会の企画・運営など、地域のグループホームの人材育成の支援
- 運営会議等の開催、保健・医療・就労等の関係機関へのつなぎなど、地域のグループホーム相互の連携強化の取り組み
- 地域のグループホームに対する訪問や電話など、専門的な指導・助言

#### 3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。区市町村は、上記のような業務を適切に実施し、グループホーム地域ネットワークを構築することができる法人等へ事業を委託することができる。

なお、管内に所在するユニットが少ない場合など、1区市町村単独でネットワークを構築することが困難な場合などは、他の区市町村と共同で事業を実施することができる。

#### 4 補助基準額（月額）【補助割合 1/2】

補助基準額は、1区市町村当たりのユニット数に応じ、下記のとおりとする。

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 1～5 ユニット   | 128,000 円                          |
| 6～10 ユニット  | 163,000 円                          |
| 11～20 ユニット | 229,000 円                          |
| 21 ユニット以上  | 229,000 円 + (20 を超えるユニット数×6,600 円) |

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話 03 (5320) 4151

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### ネ「障害福祉サービス等医療連携強化事業」について

#### 1 事業の目的

医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援する。

#### 2 補助対象事業

以下のような医療連携強化に資する業務を行うため、区市町村立直営、社会福祉法人、医療法人等（短期入所、グループホーム、日中活動系サービス事業所、相談支援事業所等と連携可能な法人等に限る）が運営する障害者支援施設等に看護師を配置した場合に補助する。

##### <事業内容>

- ① 短期入所事業所等と訪問看護の連携構築
- ② 「短期入所における医療的ケアを要する障害者の受入れ・対応」や「地域の障害者等からの相談」に関する医療的な支援の調整や助言等
- ③ 地域の障害・医療分野の関係者による定期的な連絡会の開催

##### 【連絡会の取組イメージ】

医療的ケアを要する障害者を支援する関係機関が定期的に集まり、事例検討、現状・課題の共有と検討、意見交換、情報交換、地域特性を活かした支援体制のあり方等を協議したり、医療連携強化に資する研修、講習会等を開催したりすることで、地域の医療連携体制の強化を図る。

※関係機関例：配置看護師、短期入所事業者、訪問看護ステーション等事業者、医療機関等関係者、障害福祉サービス事業者、その他障害者支援の関係者

#### 3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に運営することができる法人等への委託又は補助により実施することができる。

#### 4 補助基準額【補助率1/2】

看護師配置1人当たり 5,022千円（年額）

#### 5 補助対象経費

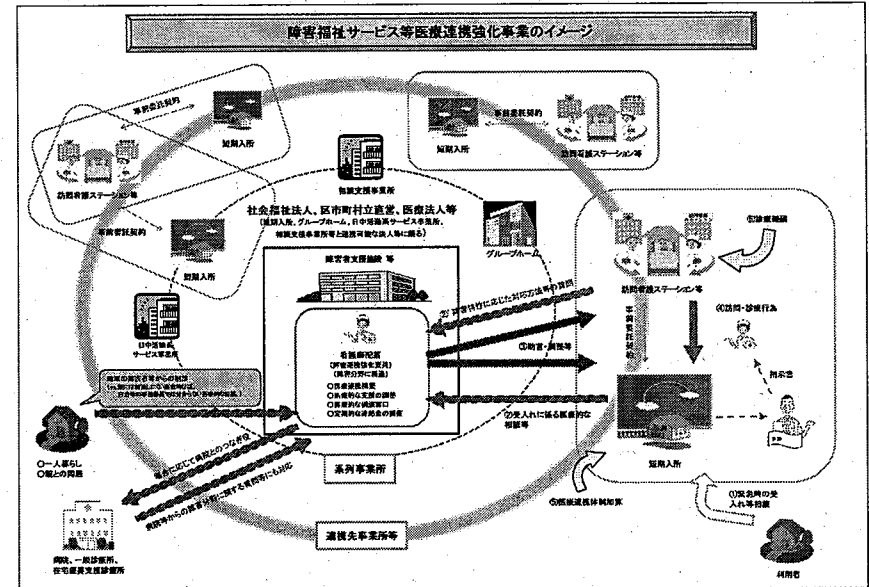
看護師人件費及び連絡会経費（報償費（医療機関等関係者、障害関係者等）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（電話代、切手代等）、交通費等）

#### 6 留意事項

- (1) 事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとし、当該補助対象経費が他の事業の対象となっている場合には、この補助事業の対象と

しない。

- (2) 医療保険制度や介護保険制度による報酬算定が可能な施設等と同一所在地で実施する場合、この事業で報酬の対象となる訪問等を実施する場合は、報酬算定しないこと。



##### <配置看護師の医療連携強化業務例>

- 定期的な連絡会を開き、地域資源の把握とともに、連携強化の土台作りを行う。
  - 訪問看護と短期入所事業所について、双方の加減の制度理解の推進、地域資源などを踏まえた効果的な組み合わせの検討、マッチング、両者の事前契約締結の助言などを調整
  - 医療的ケアを要する人からの依頼について、具体的なケースを想定、対応方法を協議するなど事前に受入れに向けて準備を進めておく。
- 実際に依頼が来たら、上記図の①～⑤のような流れで受け入れる。
  - これまで最初から受入れを断っていたような短期入所事業所側は、まずは受入れの可否や訪問看護への質問の仕方などについて配置看護師へ相談
  - 訪問看護側は障害特性に応じた適切な対応方法等について障害分野に精通した配置看護師に相談
- ①～⑤のトライアルを何度も繰り返して経験を積むことで、受入れ可能なケースの判別や増加を進めるとともに、よりスムーズな受入れが可能へ。
  - ⇒訪問看護と短期入所等のケアの連携を深め、受入れ体制を整備
- 配置看護師は、地域で上記訪問看護と短期入所等のケアを複数受け持ち、調整に当たる。
- 連絡会で対応したケース検証や情報共有、医療・障害双方の講師を招いた研修会等を行い、地域全体の底上げや地域間の連携強化につなげる。

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話03(5320)4151

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### ヒ「医療連携型グループホーム事業」について

#### 1 事業の目的

障害者グループホーム(以下「グループホーム」という。)において、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会の開催などにより、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援することを目的とする。

#### 2 補助対象事業

区市町村が以下(1)から(3)までに掲げる内容を実施するグループホームに補助を実施した場合に補助対象とする。ただし、(2)及び(3)については区市町村が直接実施すること又は団体等に委託して実施することができる。

- (1) たん吸引や経管栄養等、日常的に医療が必要な障害者(以下「利用者」という。)をグループホームで受け入れる。
- (2) 医療と連携して利用者を支援していくために、関係者を構成員とする検討会を設置し、利用者の状況把握及び課題を明らかにして、医療支援体制を検討する。
- (3) 上記の検討内容を基に、地域のグループホーム事業者、訪問看護事業者、相談支援事業者等を対象とした勉強会等を開催し、医療連携の実践事例の共有化を図る。

#### 3 補助基準額【補助率 1/2】

- (1) 医療的ケア利用者受入人件費 利用者1名当たり 24,400円/日
- (2) 医療連携勉強会 勉強会開催にかかる経費 1区市町村当たり上限130,800円/年額
- (3) 検討会 検討会開催にかかる経費 1区市町村当たり上限170,000円/年額

※(1)については、利用者に対して、指定共同生活援助を行った日について算定する。ただし、入院期間中は、病院等との連絡調整を行った場合には、算定することができる。

#### 4 グループホームにおける生活支援員の配置

医療支援を行うため、指定基準に定める人員基準に加えて、利用者1名に対して看護師、介護福祉士等たんの吸引や経管栄養等医療的ケアができる生活支援員(以下「生活支援員」)を1名以上、増配置すること。

#### 5 その他

- (1) 訪問看護事業所等との連携により、緊急時の医療体制の確保を図ること。
- (2) グループホームの建物は、車椅子対応可能な構造とし、医療的ケアが必要な障害者に適した造りとする。

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話03(5320)4151

## グループホーム従事者人材育成支援事業について

#### ○ 事業目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所(以下「グループホーム」という。)の従事者向け研修を検討・実施することで、グループホーム事業者の人材育成を支援し、もって虐待防止とサービスの質の向上を図る。

#### ○ 実施主体

東京都(委託により実施)

#### ○ 事業内容等

グループホーム従事者が支援上必要となる知識を習得するための研修を実施するため、カリキュラム及びテキストを作成するための検討委員会を開催する。また、従事者研修での講師を養成するための研修を実施する。

##### (1) 検討委員会開催

|      |                                                |
|------|------------------------------------------------|
| 内 容  | グループホーム従事者向け研修のカリキュラム及びテキストを作成するための検討委員会を開催する。 |
| 実施規模 | 年4回(方針決定、進捗確認、中間まとめ、最終報告)                      |

##### (2) 講師養成研修開催

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 内 容  | 検討委員会で作成したテキストを用いて、次年度以降に開催する従事者研修の講師を養成する。 |
| 実施規模 | 年1回(20名)                                    |

※平成31年度以降に従事者研修を実施予定です。

※平成30年10月より東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づく区市町村の補助事業(都加算)において、外部研修等受講が補助の条件となります(平成31年度まで経過措置有)。平成31年度以降、本事業の従事者研修の活用をご案内する予定です。

#### ○ 事業所管

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当(電話:03-5320-4151)

# 1 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業

<担当> 地域生活支援課 在宅支援担当  
03-5320-4579 (直通)

東京都では、福祉・介護人材の確保定着を図るため、平成30年度から新たに「障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業」を実施します。本事業では、事業所へ災害時参集可能な範囲に職員宿舍を確保し、働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む事業者を支援します。募集内容等の詳細については、決定次第、本事業の実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

## <事業概要>

### (1) 対象施設

区市町村長による福祉避難所の指定を受け、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、職員宿舍を確保し、災害対応要員を配置する都内の障害福祉サービス事業所等

※ただし、国又は地方公共団体が設置する施設・事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。

### (2) 対象法人

対象施設を運営する法人

### (3) 対象職員

対象施設に勤務する従事者

### (4) 助成規模

120戸

### (5) 対象経費

賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等

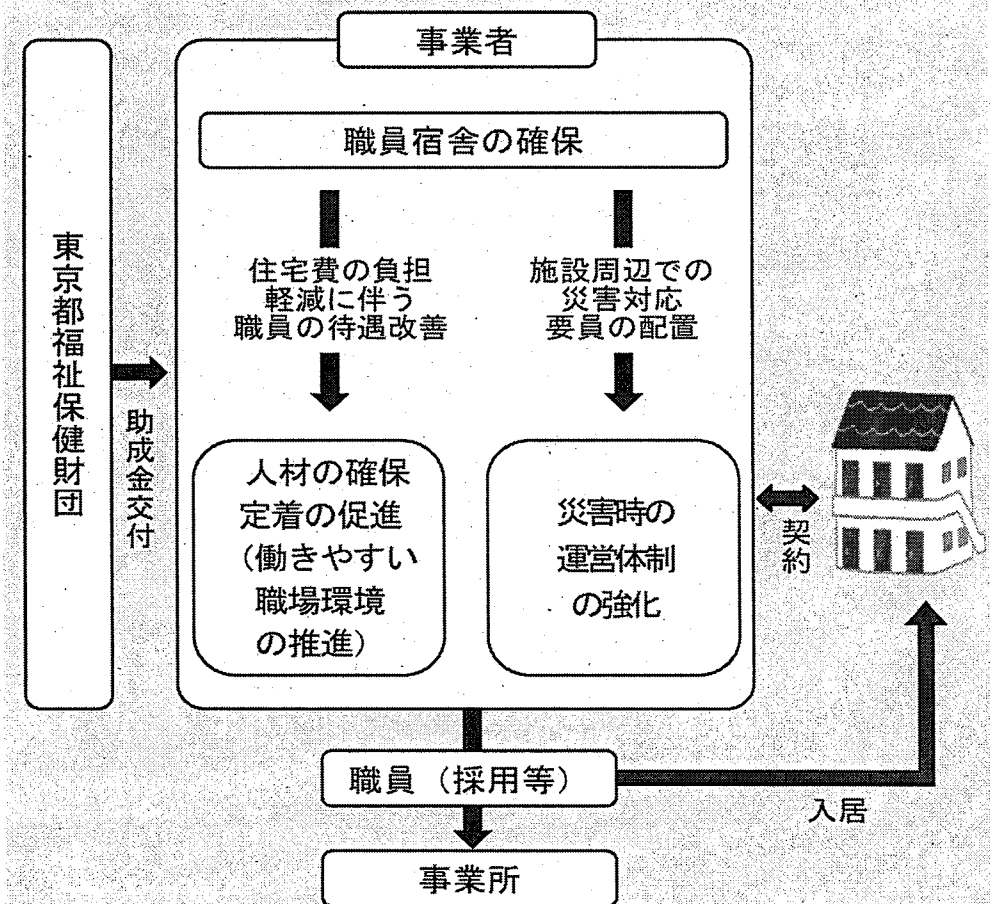
### (6) 助成要件

- ① 1福祉避難所につき4戸が上限
- ② 借り上げている宿舍が、事業所の周辺（半径10キロメートル圏内）にあること
- ③ 1戸当たりの助成対象期間は、4年間を上限
- ④ 対象職員が入居していること

### (7) 助成額

助成基準額は、1戸あたり月額 82,000 円を上限とし、その7/8 を助成額とする。

## 事業スキーム



東京都では、平成30年度から新たに、都内の障害福祉サービス事業所等で働く職員が研修を受講する場合、東京都で委託した人材派遣会社から受講期間中の代替職員を派遣します。事業所で働く職員が研修等に参加しやすい環境づくりを支援することで、研修等の受講を促進し、資質向上を図ります。募集内容等の詳細については、決定次第、東京都福祉保健局のホームページ等でご案内します。

## ＜事業概要＞

### (1) 对象研修

障害福祉サービス事業所等が策定する研修計画に基づき受講させる研修等です。研修等は事業所を離れて行うものに限らず、事業所内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技形式等いずれも可能です。

### ＜対象となる外部研修＞

- ① サービス管理責任者研修及び  
児童発達支援管理責任者研修
- ② 相談支援従事者研修  
(初任者研修・現任研修)
- ③ 強度行動障害支援者養成研修  
(基礎研修・実践研修)
- ④ 障害者虐待防止・権利擁護研修
- ⑤ 介護職員等によるたんの吸引等の  
実施のための研修
- ⑥ 国・都・区・市・村又は事業者団体等が実施する  
障害福祉サービス事業所等向け研修 等

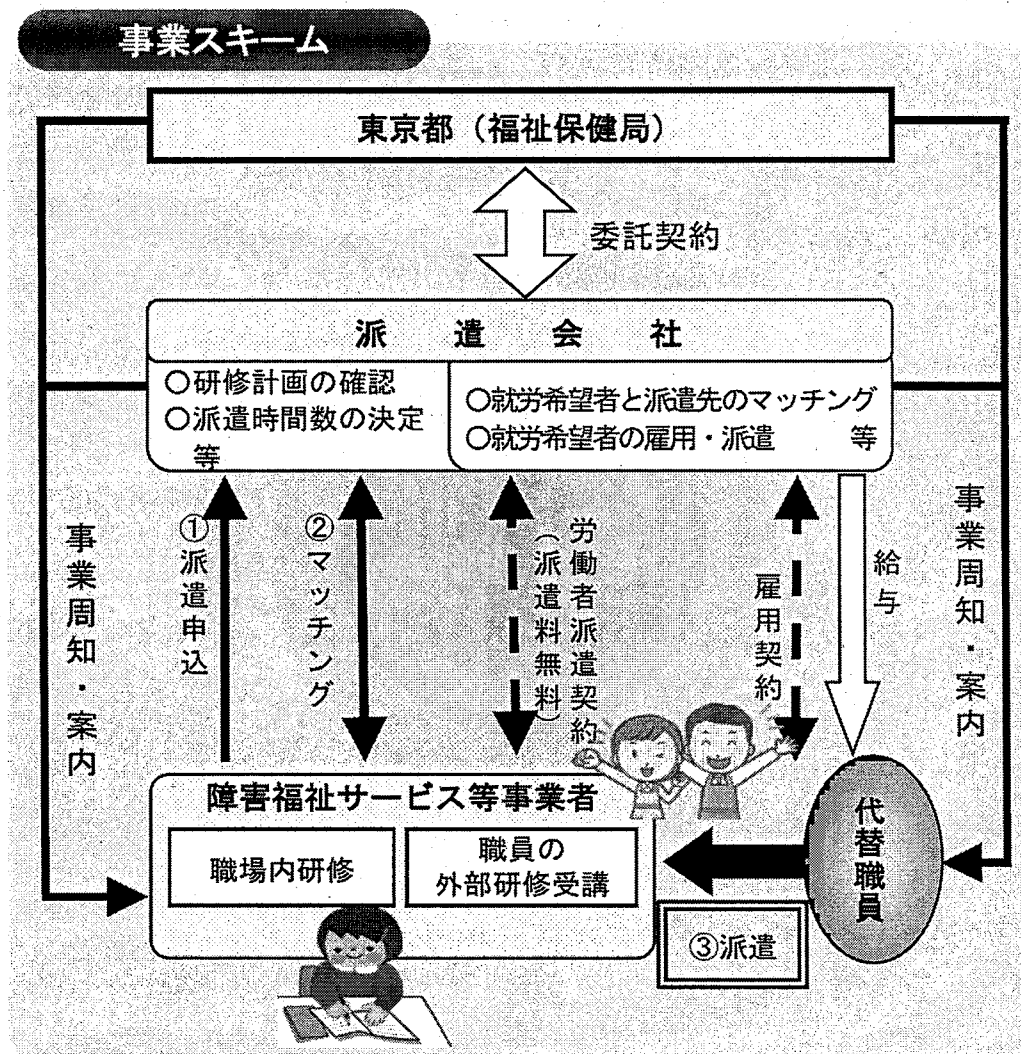
## (2) 対象となる事業所

都内に所在する障害福祉サービス事業所等

### (3) 派遣期間

研修に参加する時間数の4倍まで  
(原則として所属職員が対象研修に  
参加する期間を含みます)

# 事業スキーム



### 3 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

<担当> 地域生活支援課 在宅支援担当  
03-5320-4579 (直通)

東京都では、平成30年度より新たに、都内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人を対象に、対象法人が国家試験を受験する職員に対して、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに資格取得に係る経費を支援した場合、その支援した金額の1/2に対して、交付予定額の範囲内で助成金を交付します。対象職員の合否によって助成基準が変わる制度です。募集内容等の詳細については、決定次第、本事業の実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

#### <事業概要>

##### (1) 対象事業所

都内の障害福祉サービス事業所等

##### (2) 対象法人

対象事業所を運営する法人

##### (3) 助成規模

200名

##### (4) 対象経費

- ① 国家試験の受験料
- ② 資格取得に係る諸経費

##### (5) 助成要件

- ① 対象法人が経費を支出していること
- ② 1事業所当たり原則1名まで
- ③ 国家試験の結果が不合格の場合は、  
国家試験受験料のみ助成する

##### (6) 助成額

助成基準額は、1名当たり100,000円を上限とし、その1/2を助成額とする。

#### 対象となる国家資格

|        | 社会福祉士                    | 介護福祉士                                              | 精神保健福祉士                  |
|--------|--------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 手続詳細案内 | 平成30年<br>7月下旬頃           | 平成30年<br>6月下旬頃                                     | 平成30年<br>7月下旬頃           |
| 申込受付期間 | 平成30年<br>9月上旬から<br>10月上旬 | 平成30年<br>8月上旬から<br>9月上旬                            | 平成30年<br>9月上旬から<br>10月上旬 |
| 試験日    | 平成31年<br>2月上旬            | 【筆記試験】<br>平成31年<br>1月下旬<br>【実技試験】<br>平成31年<br>3月上旬 | 平成31年<br>2月上旬            |

※公益財団法人社会福祉振興・試験センターのHPより  
(平成30年3月現在)



## 4 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

<担当> 地域生活支援課 在宅支援担当  
03-5320-4579 (直通)

東京都では、平成30年度より新たに、事業所における職員の定着や資質向上を図るため、障害福祉サービス事業所等を運営する法人責任者及び管理者等を対象に、人材マネジメント等の研修を実施します。研修の募集内容等の詳細については、決定次第、委託先である、公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

### <事業概要>

#### (1)実施方法

就労に関する意識や職員管理上生じうるリスク、人材マネジメント方法、他の事業所での業務効率のための取組などテーマを決めて講義・演習形式により研修を行う。

#### (2)対象者

法人責任者、施設・事業所の管理者及び指導的立場にある職員（中核職員）

#### (3)規模

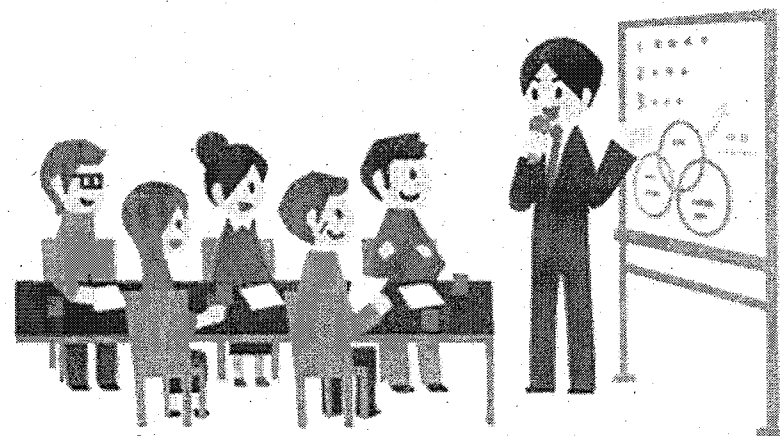
200名（4回×50名程度）

#### (4)研修内容

- ① 職員管理上のリスク啓発
- ② 職員育成や就労意欲向上などの人材マネジメント
- ③ 事業所における業務効率化事例の紹介
- ④ 多様な雇用方法や効率的な職員配置方法 等

#### (5)時間数等

1日研修（講義4時間・演習2時間程度）



**障害者地域生活移行・定着化支援事業の概要**  
(障害者施策推進区市町村包括補助事業 選択事業)

<担当> 施設サービス支援課 障害者支援施設担当  
03-5320-4153 (直通)

**(1) 地域移行した利用者の個別支援事業**

○目的

障害者支援施設に入所する重度の障害者を受け入れたグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を支援する。

○対象者

障害者支援施設を退所し、グループホームに移行後1年以内の重度障害者

○事業内容

障害者支援施設を退所した重度の障害者を受け入れたグループホームを運営する法人に対し、相談援助等、支援に要する経費の一部を補助する。

※ 障害児入所施設に入所している過齢児も対象とする。また、平成29年度から都外の障害者支援施設から都外のグループホームへ移行する場合についても対象とする。

○補助内容

補助基準額 対象者一人あたり 月額10万円(対象期間:移行後1年)

○その他

上記取組を実施するに当たっては、利用者本人の意向に十分に配慮するとともに、移行先の地域資源の状況等、移行後の安定した地域生活を支える体制整備にも留意しつつ、地域移行の推進を図ること。

**(2) 区市町村支援事業**

○目的

地域の実情に応じて、障害者(児)の地域生活の継続及び施設入所者(児)の地域移行の促進を図る取組みを支援する。

○対象者

地域に居住する障害者(児)及びその家族等

○事業内容

普及啓発等、障害者(児)の地域生活の継続及び施設入所者(児)の地域移行の促進に資すると認められる事業を実施する。

ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に実施することのできる法人等への委託又は補助によることができるものとする。

なお、他の地方公共団体等と共同で事業を実施することも可能。

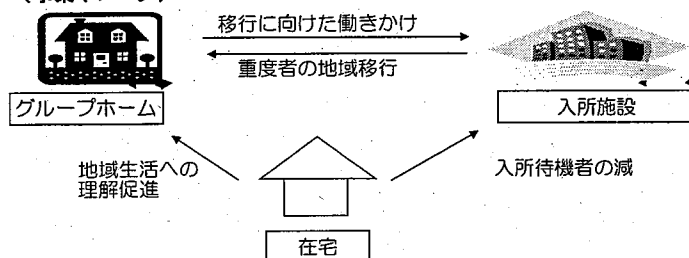
※実施例

- ・在宅障害者及び保護者を対象にグループホームの説明や体験の実施等
- ・地域生活の継続や地域移行の課題等に関するアンケート調査の実施、分析、仕組みの検討等(自立支援協議会への委託可。ただし、自立支援協議会の運営経費は補助対象外。)

○補助内容

補助基準額 1区市町村あたり 30万円

(事業イメージ)



**(3) 都外施設利用者地域移行促進事業**

○目的

都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。

○対象者(予定)

都外施設利用者(援護の実施機関である区市町村から地域相談支援給付費(地域移行支援)の支給決定を受けていることを条件とする。)

○事業内容

都内の相談支援事業者が、地域相談支援給付費(地域移行支援)の支給決定を受けた都外施設利用者に対し、月2回以上現地に赴き対面での支援を行う場合に、その往復等に要する経費の一部を補助する。

○補助内容

都外施設利用者が所在する地域に応じて補助基準額は異なる(詳細は下表のとおり、なお対象期間は、対象者1人当たり原則6か月以内とする)。

| 区分  | 対象地域(県名)        | 補助基準額(月額) |
|-----|-----------------|-----------|
| 区分Ⅰ | 青森県、秋田県         | 71,000円   |
| 区分Ⅱ | 宮城県、山形県、岐阜県     | 58,000円   |
| 区分Ⅲ | 福島県、長野県         | 25,000円   |
| 区分Ⅳ | 栃木県、群馬県、山梨県、静岡県 | 8,000円    |
| 区分Ⅴ | 埼玉県、千葉県、神奈川県    | 4,000円    |

※1: 補助対象となる経費は、施設等との往復に要する旅費とする。ただし、区分Ⅰ及び区分Ⅱが適用される場合は、往復等に要する人件費についても補助対象に含める。

※2: 旅費については、実際に要した費用から6,000円を控除した額を補助額とする。

(例) 1か月に要した費用が10,000円の場合  
10,000円 - 6,000円 = 4,000円(補助額)



**都外施設入所者地域移行特別支援事業の概要**  
(障害者施策推進区市町村包括補助事業 先駆的事業)

**東京都地域移行促進コーディネーター事業の概要**

○目的

都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を支援する。

○対象者

都外の障害者支援施設を退所し、都内のグループホームに移行した障害者

○事業内容

都外の障害者支援施設を退所した障害者を受け入れた都内のグループホームを運営する法人に対し、以下の支援に要する経費の一部を補助する。

- (1) 都外施設から地域移行した利用者の個別支援事業  
相談援助等、支援に要する経費（移行後1年以内）
- (2) 都外施設からの地域移行時集中支援事業  
移行に向けた調整等、移行前6か月間に要した経費

○補助内容

- 補助基準額 (1) 対象者一人あたり 月額30万円（対象期間：移行後1年）  
(2) 対象者一人あたり 100万円（上限）（移行後に補助）

○その他

上記取組を実施するに当たっては、利用者本人の意向に十分に配慮するとともに、移行先の地域資源の状況等、移行後の安定した地域生活を支える体制整備にも留意しつつ、地域移行の推進を図ること。

<参考> 本事業及び「障害者地域生活移行・定着化支援事業」(地域移行した利用者の個別支援事業)の対象範囲について

| 平成28年度 |      |    |      |    |     | 平成29年度 |      |    |      |    |     |
|--------|------|----|------|----|-----|--------|------|----|------|----|-----|
| 移行先    | 都内入所 |    | 都外入所 |    | 移行元 | 移行先    | 都内入所 |    | 都外入所 |    | 移行元 |
|        | 中軽度  | 重度 | 中軽度  | 重度 |     |        | 中軽度  | 重度 | 中軽度  | 重度 |     |
| 都内GH   |      | ②  | ②    | ②  |     | 都内GH   |      | ②  | ①    | ①  |     |
| 都外GH   |      |    |      |    |     | 都外GH   |      |    |      | ②  |     |

- ① 都外施設入所者地域移行特別支援事業（新規）  
② 障害者地域生活移行・定着化支援事業

➤ 目的

障害者支援施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互の連携を図りながら、区市町村及び相談支援事業者との連携体制を構築するとともに、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する共同生活援助事業所等の掘り起し等に取り組むことにより、施設利用者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

➤ 事業内容

下記1及び2に掲げる区分ごとに東京都が公募により事業者を選定し、地域移行支援に関する業務を行う事業を委託する。(実施規模(予定)は、下記1が10か所、下記2が1か所。)

1 地域移行促進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

- ① 地域移行に関する課題整理  
利用者の地域移行を阻んでいる新たな課題の集約、分析等
  - ② 利用者の地域移行支援  
利用者の地域移行に向けた相談支援等
  - ③ 普及啓発活動  
利用者及びその保護者等を対象に実施する地域移行成功者を活用したピアサポート活動、共同生活援助事業所等での体験実習による地域移行希望者の掘り起こし等
  - ④ 相談支援事業者との連携強化  
地域移行を希望する利用者の紹介、手続支援、情報提供等
  - ⑤ 区市町村との連携強化  
利用者の地域移行に向けた支援体制に係る区市町村との連絡調整等
  - ⑥ コーディネーター相互の連携による情報共有等  
コーディネーター相互の連携による利用者及びその保護者の状況、移行先の情報共有等
  - ⑦ コーディネーター相互の連携による普及啓発等  
コーディネーター相互の連携によるピアサポート活動や保護者・相談支援事業者への働きかけ、受託施設以外の施設の管理者等による意見交換、情報共有を行う会議の開催等
- ※ 障害児入所施設に入所している過齢児に対して、上記①～⑦を必要に応じて実施する。

2 新規開拓・受入促進員（以下「促進員」という。）の配置

- ① 地域移行先の共同生活援助事業所等の開拓  
地域で共同生活援助事業所等を運営する社会福祉法人等（以下「運営法人」という。）との連携体制の構築、重度障害者に対応する共同生活援助事業所等の情報収集等
- ② 共同生活援助事業所等における受入促進  
運営法人への利用者受入に係る普及啓発、共同生活援助事業所等の整備に向けた助言等
- ③ 利用者の体験実習等に向けた調整支援  
地域移行が見込める利用者を担当するコーディネーターからの情報集約及び運営法人からの情報収集等。その上で、利用者の共同生活援助事業所等での体験実習等に向けた双方への情報提供、紹介・マッチング等の実施
- ④ コーディネーターとの連携による情報共有等  
促進員・コーディネーター相互の連携促進に向けた意見交換、情報共有を行う会議の開催等
- ⑤ 地域移行者の受入れに関する課題整理  
利用者の地域移行を阻んでいる共同生活援助事業所等の課題の集約、分析等

➤ 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

➤ 平成30年度の事業スケジュール

公募：3月上旬～3月中旬 審査・選定 3月中旬～下旬 契約・事業開始：4月1日

## 整備費補助制度について（グループホーム）

＜担当＞ 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152（直通）

| 名称    | 内容                                            |                          | 対象                   | 基準額及び対象経費                                     |  | 支弁額                                                                                           | 窓口  |
|-------|-----------------------------------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 整備費補助 | グループホーム用の建物を建築・改修したりするための補助<br>※原則開設前に1回に限り補助 | 施設整備費<br>(創設、改築、改修、安全対策) | 運営法人<br>または<br>建物所有者 | 9,900千円 ～ 29,600千円<br><br>床面積：50㎡未満 ～ 120㎡以上  |  | 社福等 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×7/8<br><br>民間企業等及び建物所有者 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×1/2 | 東京都 |
|       |                                               | 消防設備加算                   | 運営法人または建物所有者         | 消防法施行令別表第一(6)項ロに該当する建物<br><br>4,500千円         |  |                                                                                               |     |
|       |                                               |                          |                      | 消防法施行令別表第一(6)項ハに該当する建物<br><br>1,200千円         |  |                                                                                               |     |
|       |                                               | 防犯設備加算                   | 運営法人または建物所有者         | 施設と一体的に整備する防犯設備整備費<br><br>500千円               |  |                                                                                               |     |
|       |                                               | 重度化等設備加算                 | 運営法人                 | 重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケア対応のための設備整備費<br><br>6,000千円 |  | 社福等 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×7/8<br><br>民間企業等 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×1/2        |     |
|       |                                               | 設備整備費                    | 運営法人                 | 1件10万円以上の設備整備費<br><br>1,000千円                 |  |                                                                                               |     |
|       |                                               | 大規模修繕<br>(既存施設)          | 運営法人                 | 利用者の重度化、高齢化等の対応のために必要な修繕<br><br>10,000千円      |  |                                                                                               |     |

# 定期借地権の一時金に対する補助事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152 (直通)

## 1 事業概要

- (1) 目的  
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者  
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業
  - ・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
  - ・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地  
民有地、公有地(国有地、区市町村有地)
- (5) 補助対象経費  
別表の第2欄に定める経費とする。  
※ 定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。  
※ 保証金として授受される一時金である場合、定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。

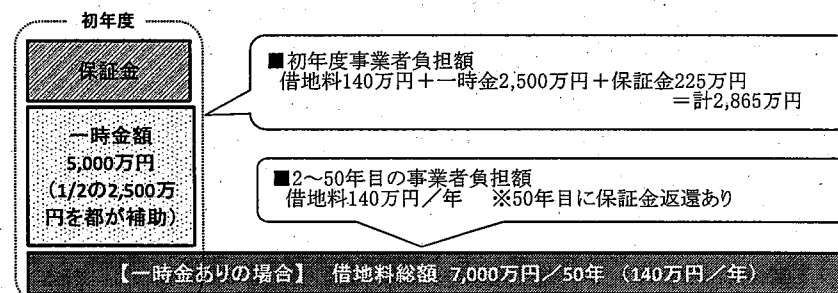
### (6) 補助金交付額

別表

| 1 交付基準額                                                                                               | 2 対象経費                                                                                             | 3 補助率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額(定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間(1年未満の端数切捨て)を50年で除した割合を乗じるものとする。)の2分の1の額 | 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。 | 1/2   |

## 2 事業イメージ図

- \* 設定条件  
路線価20万円/㎡、地積500㎡、借地料1億2,000万円/50年(240万円/年)、一時金5,000万円、寄付金0円、保証金225万円の場合
- \* 交付基準額  
路線価20万円/㎡×土地面積500㎡×1/2=5,000万円
- \* 補助金交付額  
交付基準額と一時金額を比較して低い方の額 × 補助率 = 補助金交付額  
5,000万円 × 1/2 = 2,500万円



年間負担金額が100万円減!

【一時金なしの場合】 借地料総額 1億2,000万円/50年 (240万円/年)

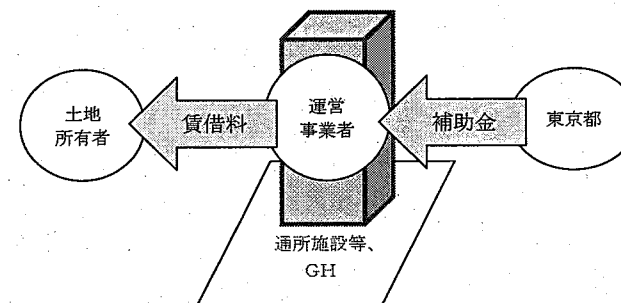
# 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152（直通）

## 1 事業概要

- (1) 目的  
この事業は、事業者が国有地又は民有地を借り受けて障害者施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者  
社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。）
- (3) 補助対象事業
  - ・日中活動系サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
  - ・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所（以下「主に重心」という）
- (4) 補助対象用地  
民有地、国有地
- (5) 補助対象経費  
事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料
- (6) 補助金交付額  
土地賃料と補助基準額を比較して少ないほうの額の1/2  
  
※補助基準額  
国有地：契約金額  
民有地：公示地価により3段階で設定（\*）
- (7) その他  
・補助対象期間は、賃貸借開始から60か月（5年間）が上限

## 2 事業イメージ図



$$【年度内に支払った賃借料と補助基準額の少ない方】 \times 1 / 2 = \text{補助額}$$

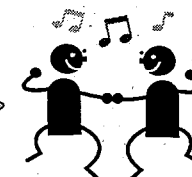
### \* 民有地の補助基準額

（単位：千円／年）

| 当該地の公示価格     | 通所施設等  | グループホーム | 主に重心  |
|--------------|--------|---------|-------|
| 都内平均よりも低い場合  | 5,000  | 2,500   | 1,000 |
| 都内平均の2倍未満の場合 | 10,000 | 5,000   | 2,000 |
| 都内平均の2倍以上の場合 | 15,000 | 7,500   | 3,000 |

※整備予定地の公示価格がどこに該当するかについては次ページを参照すること

- \* 事業開始初期の経費を抑えられ、経営の安定化が図れます。
- \* 定期借地権の一時金に対する補助との併用が可能です。ぜひご活用ください！
- \* 平成33年3月31日までに契約締結し、かつ土地の賃貸借期間が始まったものが補助対象となります！



別表

補助基準額

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、児童発達支援センターの場合

| (単位：千円)           |                             | (単位：千円)           |                             | (単位：千円)           |                             |
|-------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 1 施設の所在<br>する区市町村 | 2 補助基準額<br>(1施設当たり)<br>(年額) | 1 施設の所在<br>する区市町村 | 2 補助基準額<br>(1施設当たり)<br>(年額) | 1 施設の所在<br>する区市町村 | 2 補助基準額<br>(1施設当たり)<br>(年額) |
| 千代田区              | 15,000                      | 八王子市              | -                           | 瑞穂町               | 5,000                       |
| 中央区               | 15,000                      | 立川市               | 5,000                       | 日の出町              | 5,000                       |
| 港区                | 15,000                      | 武蔵野市              | 10,000                      | 檜原村               | 5,000                       |
| 新宿区               | 10,000                      | 三鷹市               | 10,000                      | 奥多摩町              | 5,000                       |
| 文京区               | 15,000                      | 青梅市               | 5,000                       | 大島町               | 5,000                       |
| 台東区               | 10,000                      | 府中市               | 5,000                       | 利島村               | 5,000                       |
| 墨田区               | 5,000                       | 昭島市               | 5,000                       | 新島村               | 5,000                       |
| 江東区               | 10,000                      | 調布市               | 5,000                       | 神津島村              | 5,000                       |
| 品川区               | 10,000                      | 町田市               | 5,000                       | 三宅村               | 5,000                       |
| 目黒区               | 15,000                      | 小金井市              | 5,000                       | 御蔵島村              | 5,000                       |
| 大田区               | 10,000                      | 小平市               | 5,000                       | 八丈町               | 5,000                       |
| 世田谷区              | 10,000                      | 日野市               | 5,000                       | 青ヶ島村              | 5,000                       |
| 渋谷区               | 15,000                      | 東村山市              | 5,000                       | 小笠原村              | 5,000                       |
| 中野区               | 10,000                      | 国分寺市              | 5,000                       |                   |                             |
| 杉並区               | 10,000                      | 国立市               | 5,000                       |                   |                             |
| 豊島区               | 10,000                      | 福生市               | 5,000                       |                   |                             |
| 北区                | 10,000                      | 狛江市               | 5,000                       |                   |                             |
| 荒川区               | 10,000                      | 東大和市              | 5,000                       |                   |                             |
| 板橋区               | 10,000                      | 清瀬市               | 5,000                       |                   |                             |
| 練馬区               | 5,000                       | 東久留米市             | 5,000                       |                   |                             |
| 足立区               | 5,000                       | 武蔵村山市             | 5,000                       |                   |                             |
| 葛飾区               | 5,000                       | 多摩市               | 5,000                       |                   |                             |
| 江戸川区              | 5,000                       | 稲城市               | 5,000                       |                   |                             |
|                   |                             | 羽村市               | 5,000                       |                   |                             |
|                   |                             | あきる野市             | 5,000                       |                   |                             |
|                   |                             | 西東京市              | 5,000                       |                   |                             |

補助基準額

共同生活援助の場合

| (単位：千円)           |                             | (単位：千円)           |                             | (単位：千円)           |                             |
|-------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 1 施設の所在<br>する区市町村 | 2 補助基準額<br>(1施設当たり)<br>(年額) | 1 施設の所在<br>する区市町村 | 2 補助基準額<br>(1施設当たり)<br>(年額) | 1 施設の所在<br>する区市町村 | 2 補助基準額<br>(1施設当たり)<br>(年額) |
| 千代田区              | 7,500                       | 八王子市              | -                           | 瑞穂町               | 2,500                       |
| 中央区               | 7,500                       | 立川市               | 2,500                       | 日の出町              | 2,500                       |
| 港区                | 7,500                       | 武蔵野市              | 5,000                       | 檜原村               | 2,500                       |
| 新宿区               | 5,000                       | 三鷹市               | 5,000                       | 奥多摩町              | 2,500                       |
| 文京区               | 7,500                       | 青梅市               | 2,500                       | 大島町               | 2,500                       |
| 台東区               | 5,000                       | 府中市               | 2,500                       | 利島村               | 2,500                       |
| 墨田区               | 2,500                       | 昭島市               | 2,500                       | 新島村               | 2,500                       |
| 江東区               | 5,000                       | 調布市               | 2,500                       | 神津島村              | 2,500                       |
| 品川区               | 5,000                       | 町田市               | 2,500                       | 三宅村               | 2,500                       |
| 目黒区               | 7,500                       | 小金井市              | 2,500                       | 御蔵島村              | 2,500                       |
| 大田区               | 5,000                       | 小平市               | 2,500                       | 八丈町               | 2,500                       |
| 世田谷区              | 5,000                       | 日野市               | 2,500                       | 青ヶ島村              | 2,500                       |
| 渋谷区               | 7,500                       | 東村山市              | 2,500                       | 小笠原村              | 2,500                       |
| 中野区               | 5,000                       | 国分寺市              | 2,500                       |                   |                             |
| 杉並区               | 5,000                       | 国立市               | 2,500                       |                   |                             |
| 豊島区               | 5,000                       | 福生市               | 2,500                       |                   |                             |
| 北区                | 5,000                       | 狛江市               | 2,500                       |                   |                             |
| 荒川区               | 5,000                       | 東大和市              | 2,500                       |                   |                             |
| 板橋区               | 5,000                       | 清瀬市               | 2,500                       |                   |                             |
| 練馬区               | 2,500                       | 東久留米市             | 2,500                       |                   |                             |
| 足立区               | 2,500                       | 武蔵村山市             | 2,500                       |                   |                             |
| 葛飾区               | 2,500                       | 多摩市               | 2,500                       |                   |                             |
| 江戸川区              | 2,500                       | 稲城市               | 2,500                       |                   |                             |
|                   |                             | 羽村市               | 2,500                       |                   |                             |
|                   |                             | あきる野市             | 2,500                       |                   |                             |
|                   |                             | 西東京市              | 2,500                       |                   |                             |

# ～土地に関する補助事業（定期借地権の一時金に対する補助事業&借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業）に共通する事項～

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152（直通）

## 1 対 照 表

|       | 定期借地権の一時金に対する補助事業                 | 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業                      |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 事業内容  | 定期借地権の一時金の一部を補助                   | 土地の賃料の一部を補助                                |
| 対象用地  | 民有地<br>国有地<br>区市町村有地              | 民有地<br>国有地                                 |
| 対象借地権 | 一般定期借地権<br>建物譲渡特約付借地権<br>事業用定期借地権 | 普通借地権<br>一般定期借地権<br>建物譲渡特約付借地権<br>事業用定期借地権 |
| 効果    | 契約時に一時的な出費が必要だが、毎月の賃料が減額になる！      | 事業開始初期の賃料負担を抑えられる！                         |

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

## 2 借地借家法における借地権の種類

|      | 普通借地権                                               | 定期借地権                                                  |                                      |                                                        |
|------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|      |                                                     | 一般定期借地権<br>（第22条）                                      | 建物譲渡特約付借地権<br>（第24条）                 | 事業用定期借地権<br>（第23条）                                     |
| 存続期間 | 30年以上                                               | 50年以上                                                  | 30年以上                                | 10年以上50年未満                                             |
| 建物用途 | 制限なし                                                | 制限なし                                                   | 制限なし                                 | 事業用建物の所有                                               |
| 終了   | 期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するには正当事由を要する。            | 期間満了による                                                | 建物譲渡による                              | 期間満了による                                                |
| その他  | 建物買取請求権がある。建物買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。借家関係は継続される。 | ①契約の更新をしない<br>②存続期間の延長をしない<br>③建物買取請求をしないという3つの特約を定める。 | 30年以上経過した時点で建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。 | ①契約の更新をしない<br>②存続期間の延長をしない<br>③建物買取請求をしないという3つの特約を定める。 |

## 3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

|                          | 事業所用      | 寄宿舍用      |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>鉄筋コンクリート造 | 50年       | 47年       |
| 鉄骨造                      | 38、30、22年 | 34、27、19年 |
| 木造                       | 24年       | 22年       |

※鉄骨の厚さによって異なる

\*参考：「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）

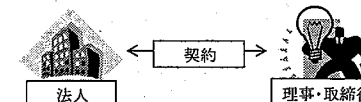
## 4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とは

ある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。

（例）理事・取締役と法人との間の借地契約



## 5 その他

■ 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。

■ 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

・定期借地権の一時金に対する補助事業

『東京都福祉保健局＞障害者＞事業者の方へ＞定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』

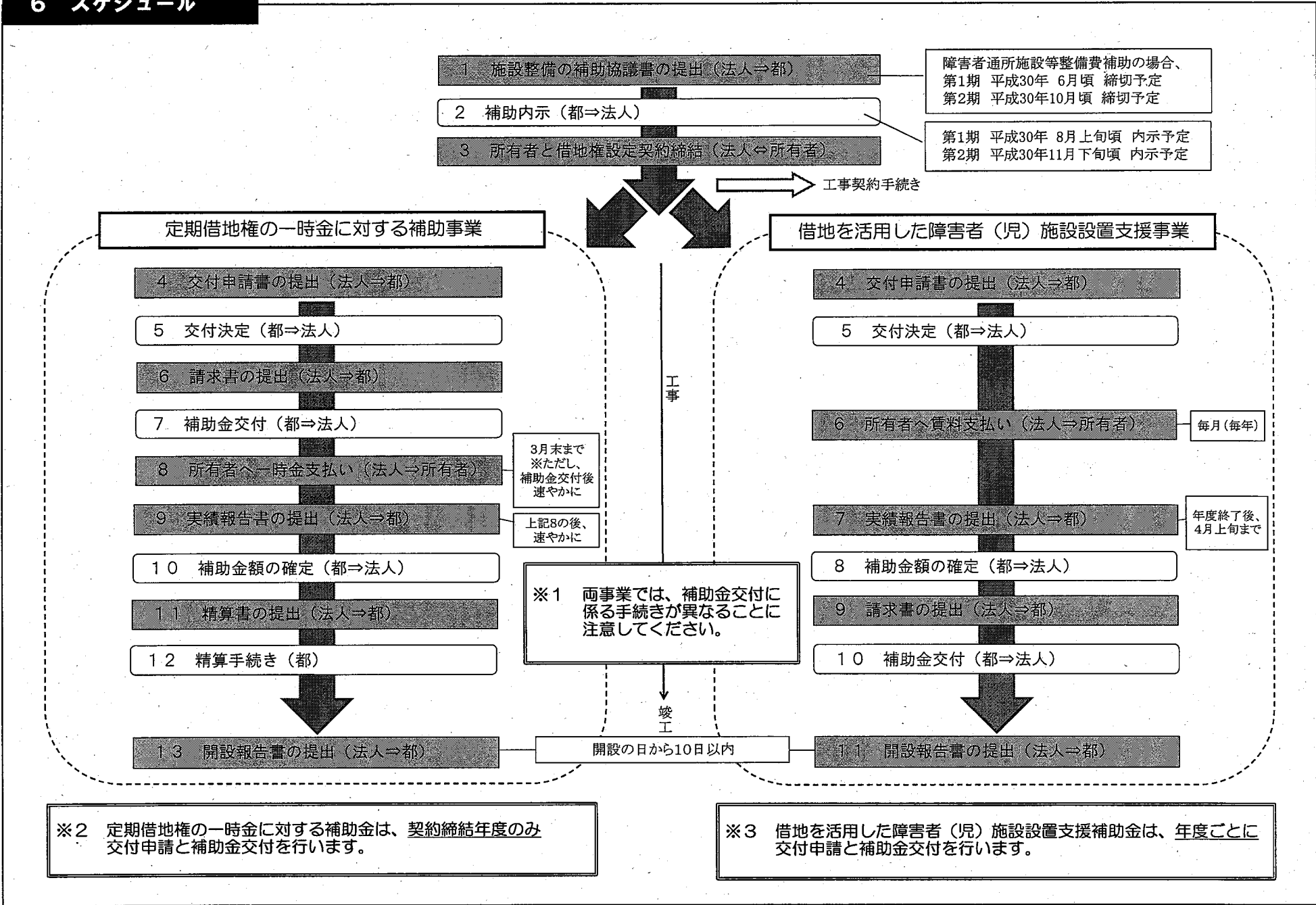
URL:<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/teikisyakuchi.html>

・借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業

『東京都福祉保健局＞障害者＞事業者の方へ＞借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について』

URL:[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/shakuchi\\_katsuyou.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/shakuchi_katsuyou.html)

## 6 スケジュール



## 財産処分の概要及び手続きについて

### 財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、移転、事業廃止等する場合は、運営所管だけでなく、整備費補助の所管(生活基盤整備担当)による事前承認が必要です。また、真にやむを得ない正当な理由がない限り、経過年数によって、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(平成29年度時点)【寄宿舍の場合】

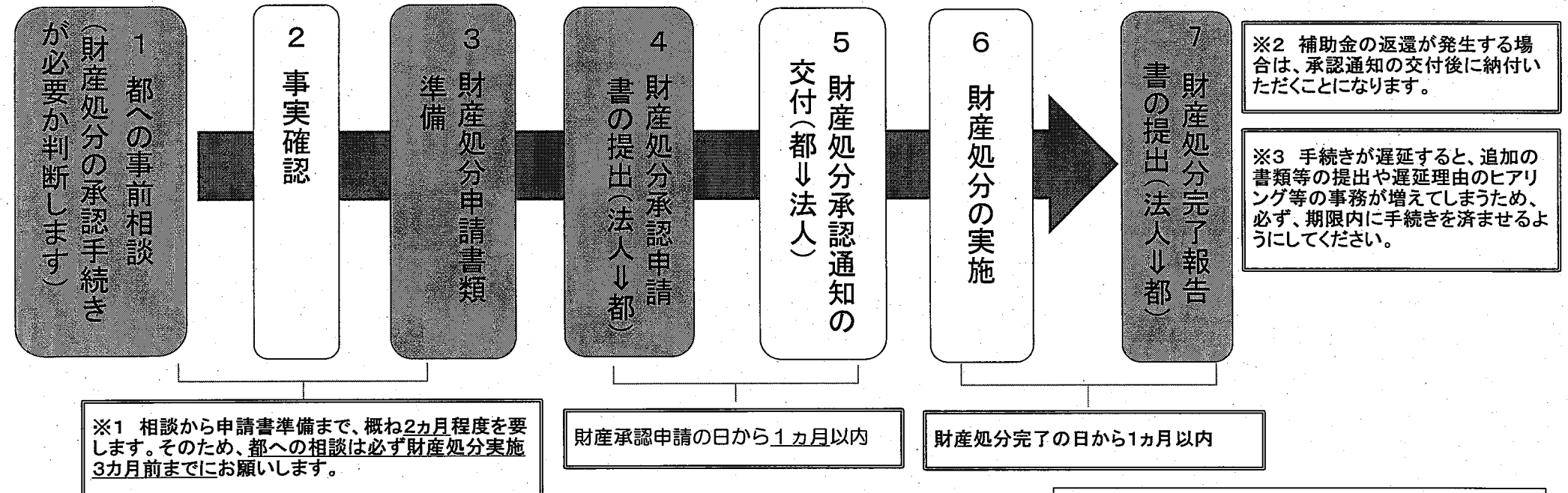
○建物:鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築、移転、事業の廃止 ②部屋の用途変更による改修(グループホームの居室を短期入所用に変更する等)  
③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む) ④建物の一部取壊し、設備の廃棄 ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

### 財産処分の手続きの流れ



補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せずに必ず事前に都にご相談いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課  
生活基盤整備担当 (TEL) 03-5320-4152、4377



# 問合せ先一覧

H30.8.1時点

| NO. | 問合せ事項                                                                                                          | 所管部署                                                                                                              | 連絡先等                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | グループホームの申請、運営、制度について<br>都加算の制度全般について                                                                           | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課居住支援担当                                                                                 | 03-5320-4151(直通)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2   | グループホームの施設整備費補助について                                                                                            | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>施設サービス支援課生活基盤整備担当                                                                             | 03-5320-4152(直通) または<br>03-5320-4377(直通)                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3   | 訓練等給付費の報酬請求手続きについて                                                                                             | 東京都国民健康保険団体連合会<br>介護福祉部介護福祉課障害福祉係                                                                                 | 03-6238-0224(直通)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4   | 都加算の請求手続きについて                                                                                                  | 各区市町村福祉所管課                                                                                                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5   | グループホーム開設準備経費等補助金について<br>(主な対象者が知的障害者・身体障害者等の場合)                                                               | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課居住支援担当                                                                                 | 03-5320-4151(直通)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6   | グループホーム開設準備経費等補助金について<br>(主な対象者が精神障害者の場合)                                                                      | 各区市町村福祉所管課                                                                                                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7   | サービス管理責任者研修、相談支援研修について                                                                                         | 東京都心身障害者福祉センター<br>地域支援課地域支援担当                                                                                     | 03-3235-2954<br>※関連HP(よくご確認ください)<br><a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html</a>                                                                                                                                            |
| 8   | 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修<br>「不特定多数の者」対象研修(第1号、第2号研修)について                                                        | ①研修に関する問合せ先<br>公益財団法人東京都福祉保健財団<br>人材養成部福祉人材養成室<br>(たんの吸引担当)<br>②制度全般に関する問合せ先<br>東京都福祉保健局高齢社会対策部<br>介護保険課介護人材担当    | ①03-3344-8629(直通)<br>※関連HP(よくご確認ください。) <a href="http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html">http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html</a><br>②03-5320-4267(直通)<br>※関連HP(よくご確認ください。) <a href="http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html">http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html</a> |
| 9   | 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修<br>「特定の者」対象研修(第3号研修)について                                                               | ①研修に関する問合せ先<br>公益財団法人東京都福祉保健財団<br>人材養成部福祉人材養成室<br>(たんの吸引担当)<br>②制度全般に関する問合せ先<br>東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課在宅支援担当 | ①03-3344-8629(直通)<br>※関連HP(よくご確認ください。) <a href="http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html">http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html</a><br>②03-5320-4579(直通)<br>※関連HP(よくご確認ください。) <a href="http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html">http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html</a> |
| 10  | 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)                                                                                       | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課在宅支援担当                                                                                 | 03-5321-1111(代表)<br>(内線)33-208 または 33-209                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 11  | 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業・<br>代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事業・<br>現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・<br>障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 について | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課在宅支援担当                                                                                 | 03-5321-1111(代表)<br>(内線)33-208 または 33-209                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 12  | 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について                                                                                          | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課処遇改善加算担当<br>(障害福祉)                                                                     | 03-5320-4230(直通)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 13  | 建築確認等の建築基準法の相談窓口について                                                                                           | 各区市等の建築主事                                                                                                         | ※東京都都市整備局HP参照<br><a href="http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/kaisei.htm">http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/kaisei.htm</a>                                                                                                                                                     |
| 14  | 必要な消防設備等について                                                                                                   | 各地域所管の消防署                                                                                                         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 15  | グループホームに併設するショートステイについて                                                                                        | 東京都福祉保健局障害者施策推進部<br>地域生活支援課居住支援担当                                                                                 | 03-5320-4151(直通)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 16  | NPO法人の運営について                                                                                                   | 東京都生活文化局都民生活部<br>管理法人課NPO法人担当                                                                                     | 03-5388-3095(直通)<br>※関連HP(よくご確認ください)<br><a href="http://www.npo.metro.tokyo.jp/">http://www.npo.metro.tokyo.jp/</a>                                                                                                                                                                                              |

## 東京都庁舎改修工事に伴う執務室フロア移転について（平成30年9月10日より）

### 1 移転後のフロア

●東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

現在：第一本庁舎18階南側 → 移転後：第一本庁舎31階南側

### 2 移転先の業務開始日

平成30年9月10日（月曜日）

### 3 連絡先について

移転後の連絡先（電話番号及びFAX番号）は、移転前と変更ありません。

### 4 注意事項

- ・移転後に来庁される方は、赤色のエレベータを御利用ください。
- ・移転準備のため、9月7日（金曜日）17時00分頃（予定）から9月10日（月曜日）9時頃（予定）まで電話の使用ができなくなりますので御注意ください。
- ・移転日前後については、来庁による相談対応が困難になることが予想されます。御迷惑をおかけしますが、あらかじめ御了承ください。